

長良川河口堰検証第9回プロジェクトチーム会議

日時：平成24年1月17日 15時～17時50分

場所：東大手庁舎4階 406会議室

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回の長良川河口堰検証プロジェクトチーム会議を開催したいと思います。座長よろしくをお願いします。

(小島座長)

あけましておめでとうございます。第9回目のプロジェクトチームの会合を始めたいと思います。今日の議題は、長良川河口堰検証PT報告書案についてであります。前回の会合以降、年末年始、色々ご意見をいただきながら、あるいは事務局の方に誤字脱字も含めてチェックをいただいて、今日の検討に付す報告書案というものを作成しました。

まず、今日の進行ですけれども、この報告書案は20ページ位ですので、ざっと説明をし、その上で議論のポイントというものを、お取りまとめをいただいた蔵治先生に指摘をしていただいて、議論を進めたいというふうに思います。

ちょっと経過だけ最初に説明をお願いします。

(蔵治委員)

それでは、今回も皆さんのご意見を取りまとめる役割を仰せつかりました蔵治でございます。前回12月27日のPTでの議論の後の経緯についてご説明いたします。

27日の段階での案を同じ日に全員の方宛にメールをいたしまして、修文の提案をお願いいたしました。その結果、翌日28日には松尾委員から早々にいただきまして、その後も1月3日から5日にかけて、全委員の皆さんからご意見をいただきました。それから、27日の前回PTでご意見を書いていたいただいた傍聴者のご意見も、同じ時に事務局から届けられました。それらを私の方で集約整理させていただきまして、1月7日の段階で第2案というものを作成いたしまして、これをまた全委員の方々及び県の事務局の方にお送りしております。

この1月7日の案に対して、さらに村上委員、松尾委員、小島座長からご意見をいただき、さらに県の事務局からも字句の訂正等の指摘をいただきましたので、それらを踏まえて私の方で取りまとめをまたはかりました。ただ、当然予想されたことではあるんですが、全てのご意見を平等に盛り込んで完成するというものではなくて、最後まで残っている論点がございまして、それらについては委員の先生方の中で意見が異なっているということも当然残ってございましたけど、最終的には座長と相談いたしまして、昨日の段階で、こういう案で今日議論をしようということで、本日付の1月17日の案を作成したという経緯になっております。以上です。

(小島座長)

ありがとうございます。それでは、まずこの20ページ位ですけど、報告書案についてご説明をして、それから議論に入りたいと思います。

目次をめくっていただきまして、「はじめに」というところから、3ページから入りますけれども、3ページは経緯ということで、字句訂正がある程度でございます。特に問題ございません。4ページに入りまして、一番下、公開ヒアリング開催状況第2回というところの大橋さんの肩書きを、サツキマス漁師と書いてあったんですが、ヒアリングの中の話聞いておられますと、長良川で漁をしていた、サツキマスということだけではないので、長良川の漁師というふうに変えさせていただきました。

中身に入っていきます。6ページです。最初の単元が「長良川河口堰の最適な運用と河口堰の検証」ということで、1-1ですが、「河口堰検証プロジェクトチームに期待されている検討事項」は何かというところで、パラ(グラフ)の3つ目ですけど、大村愛知県知事の最初のあいさつの言葉、それから河村名古屋市長のあいさつの言葉というものを引用いたしまして、6ページの最後のパラグラフですが、「これらの発言から、知事がPTに望まれていることは、『長良川河口堰の役割をはっきりとさせ、より良い運用を目指していくこと』であり、その方法の一つとして『一定の期間開門して調査を行うこと』及び『開門した場合の不都合な点とそれの克服方法』の検討である。さらに、愛知県と名古屋市がこのような検討を行うのは、長良川河口堰に対して多額の費用を支出しており、河口堰運用に関する特別のステークホルダー(利害関係者)であることにありと理解することができる。」ということで最初を締めくくっております。

1-2、「県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方の検討」ということですが、まず「県民にとって」ということはどういうふうに理解するのかということで、1)、2)と分けております。1)はですね、「地方自治法上、地方自治体の長はその地域内の住民に対する責任を負っている」ということでありますから、「愛知県知事は、愛知県民に責任を負っており、長良川河口堰の最適な運用を検討する際には、愛知県民にとって最適な運用を考えること」、これは適当なことであると。

2)は、さわさりながら、河口堰というのは色々な人に関係している訳でして、2)の3行目、「したがって」からですが、「愛知県民にとって最適な運用とは、愛知県のみならず、岐阜県及び三重県の長良川、更には木曽三川流域の人々の利益を考慮し、その中での愛知県民の最適な運用を考えることとなる。また、水道水源としてよりきれいな原水を保全していくことは、現在世代だけでなく将来世代に対しても必要なことであり、世代間の倫理でもある」と。さらにCOP10が開催されたということで、「地球的視野及び持続可能性という更に広い見地から、また、時間的には、現在の住民だけではなく、次の世代の利益も含めて愛知県にとっての最適な運用の在り方を考えることが適当である」というふうに、「県民にとって」ということを広い視野から考えるということを記述しております。

「最適な運用のあり方と開門調査」ということですが、1)検証の要素」という

ことで、「『長良川河口堰の開門調査』を契機に本 PT が設置されたことは経緯的な事実」と。
「しかしながら、本 PT の役割は、『長良川の開門調査』を前提として検証することではなく、『愛知県民にとっての長良川河口堰の最適な運用』を示すこと」ということで、まず、長良川河口堰の機能ということを考えて、「浚渫による治水事業に伴う塩水遡上を防止することによる塩害防止」と、「塩水と淡水を分離することによる利水」ということですから、「治水と塩害防止の機能、それに利水の機能が適切に発揮されていれば、愛知県 500 億円超、名古屋市 100 億円の費用負担による河口堰建設・運用というのは、それぞれの納税者や使用料の支払者に対して適切な事業であるということが説明できる」ことになるになる訳ですね。

また、「長良川河口堰の建設・運用によって」どうなったかってというのが、「水及び水辺環境の変化」ということで、この変化について COP10 も引いておりますが、「長良川河口堰による環境の変化についても、長良川河口堰が建設・運用された時点の環境認識ではなく、日本・世界の中の愛知県民の利益ということを考えれば、2011 年時点において国際的に共有されている環境認識に立って、河口堰建設運用により、河川環境がどのように変化したか、そのような変化によってどのような不都合が生じているか、その変化が許容できるものであるかどうか、あるいは、改善することが適切であるかどうか、これらを検証することには大きな意義がある」というふうにしております。

2) は「長良川河口堰の最適な運用」ということであります。「河口堰の運用について既にフラッシュ操作などの弾力的な運用がなされておまして、中部地方整備局・水資源機構では、長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会において、プランクトンの大量発生や貧酸素水塊の発達を抑制するための従来のフラッシュ・アウト操作をより効果的にするために、季節や頻度の変更を含めて運用方法の検討を開始している」と。「この長良川河口堰の弾力的(な)」、「な」ですね、まだ直っていないところがありました。申し訳ありません。「…な運用では、河口堰上流に塩水を入れないことを前提とする運用であり、更なる弾力的な運用部会もその前提での検討である」。PT ではですね、「長良川河口堰の上流に塩水を入れない、長良川河口堰のゲートを解放することのどちらかを前提とする立場をとらない、河口堰を常時閉めるから河口堰を常時開けるまでの間に存在する運用方法の中から最適な運用方法を見いだそうとする議論を行う」ということで、「(3) PT における検証プロセス」は、「県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方について、広く関係者から意見を聞くとともに、専門的見地からの知見の集約を行うことにある」ということでございます。最適な運用ってというのは当然、実現可能性も入っておりますので、実施不可能な最適な運用方法ってというのはございませんので、最適という言葉の中にそういうことも含まれているとこういうことでございます。

ページをめくっていただいて、10 ページ、「公開ヒアリング」であります。ここは変更はほとんどありませんが、11 ページの 5) 大橋亮一さん、ここもちょっと最初のところをサツキマス漁師というのを長良川の漁師と直しましたので、整合をとりまして、ここは

ただの「漁師」になっていますから、「長良川漁師」というふうに修正をしておきたいと思
います。それで統一をしたいと思います。

13ページに移ります。「公開ヒアリングで陳述された意見のPTにおける受け止め方」
であります。これは2つに分かれておりまして、1つは「(1) 河口堰の建設・運用までの
経緯と河口堰の機能」ということでもあります。ここはヒアリングでの発言、あるいは質疑、
フロアの意見ということをして、できるだけ客観的に書いていくというのが(1)でございま
す。最初のところの(1)のすぐ下なんですけれども、パラの2つ目、「長良川河口堰と治
水対策との関係については、『治水対策として浚渫をすることとしたため、塩水遡上を防止
するために河口堰建設が必要となった』とも、『河口堰を建設することによって塩害が防止
され、それによって浚渫による治水対策を可能とした』とも言うことができる。しかしな
がら、洪水の時にはゲートが全開されているように長良川河口堰そのものに『治水機能』
は無く、長良川河口堰の機能は、『治水機能を確保するための浚渫による塩水遡上を防止す
る塩害防止機能』と『淡水創造による利水機能』であるという言い方もあり得る。治水効
果は『河口堰本体』というよりも、『河口堰事業』によってもたらされたものといえる」と
いうことですが、ヒアリングでは、治水について述べられたことを要約して書いておりま
す。塩害防止、利水も同じで、前回と同じでございます。4)のところなんですけれども、
ここ((1))の機能というところで、治水、塩害、利水とこう続いておりまして、それじ
ゃあ環境はどこにいったのかということになります。もう一つの要素であります。こ
の「対立の経緯と賛成反対の議論」の中で、最初のパラグラフはまずは漁業について、大
きな議論があったと、これは対立の経緯と賛成反対の議論の主要テーマであった。次のと
ころなんです、「また」以降ですけれども、次の反対運動ってというのは何を巡っての反対
運動かっていうことは書いてありませんでしたが、ここは、主として長良川の環境を巡っ
てということで、この時点における反対運動の内容をこの語句を挿入することによって明
らかにしております。ここで漁業の問題、環境の問題があったんだということが、経緯
として分かるようになっております。

次の(2)であります。「課題認識」であります。課題認識も4つの要素が必要でありま
して、環境、治水、塩害、利水ということで、治水の項を1つ起こしております。この4
つの要素がずっと進んでいく訳ですので、ここに対しての課題認識というのを書いたわけ
であります。環境につきまして、出来るだけ客観的に価値評価を加えないで客観的に書く
という書き方をしております。先程の弾力的な運用のところもそうですが、価値判断を色々
入れていくと、また議論にもなり色々な方々の調整をするということで出来るだけ客観的
に価値判断を加えないで記述するということが心がけていただきましたし、しております。

1)の「環境」のパラの2ですけれども、「河口堰の直接的な影響は堰による塩水、汽水
域、淡水の連続性の分断と浚渫やプランケットの造成による河道形状の変化であり、それ
らに伴う堰上下流における水の滞留環境など流動特性の変化及び生物移動の阻害である。
これらによって生物の種類組成や物質の生産、移動、消費の様相が変化するとともに堰下

流のD0低下期間の長期化などの水質変化や藻類の増殖や底質などの時間的空間的な変化が生じた。ちょっと言葉が難しいですが、こういうふうに議論があったところの整理をしております。

15ページに移りまして、「治水」であります。これはPTの認識ということで、PTでのフロアからの発言、まあ、今本先生とかおっしゃったところもありますが、喧嘩があるところは出来るだけ両方の見解を書いて認識のところに移して書いているということでもあります。まあ、治水について二つの見解があるということを確認しております。「しかし」というところで、「長良川河口堰建設後における河口堰の最適な運用の検討では、洪水時はゲートを全開するという運用が最適であることについて見解の相違は無い」ということで、まあ最適な運用をいうことを考える場合には、ここにおける議論は無いというふうに整理をしております。

3) 塩害ですけれども、ここについては後半の最後の文章ですが、「開門調査などの河口堰の運用によって、堰上流域に塩水が遡上するような場合には」という言葉を加えて、「塩害が発生するのではないかという住民の不安に応える必要がある」ということで明確化しております。

「利水」についても、2つの見解を並列して並べております。「運用開始後16年たっても16%しか実際には使われていない」ということが議論ですけれども、利水の2つ目のパラは、「水の需要計画は、実績から見て過大であるという見解がある」、その見解を書き、次のパラでは、「他方、2004年のフルプランからは、事業者側は湧水対策として水資源の確保に努める立場を説明している」ということで、その見解を述べております。

それで、16ページですけれども、「開門調査」の2行目からですが、「開門調査など河口堰の運用によって堰上流に塩水が遡上する場合には、16%とはいえ現在使用している者に対する代替水源を確保しなければならないし、確保も平均利用率での議論ではおさまらない。また、知多半島地域では、水利権に余剰がある木曾川からの工業用水を暫定利用していたものが、河口堰によって供給の安定が前進したと受け止める一方、水道用の原水としてより好ましい木曾川からの工業用水があるのに長良川河口堰の水を水道用水として使用していることへの不満もある。水道水の安定供給ができるならば、木曾川の水を利用したいということであり、その前提が満たされるかどうか、住民の不満に応える鍵である」と。まあこの記述は、最後のところに同じ文言が引用されるという形になっております。

17ページに移ります。3の「長良川河口堰に係る専門的知見集約・整理」であります。「3-1 専門委員会報告の受領」というところがございます。前回のPT、あるいは寄せられてた意見で、専門委員会の報告をみんなが読んでいる訳ではないので、ちゃんとその中身を書くべきだというご意見が寄せられました。出来るだけ簡潔にということで、パラグラフを前回は専門委員会の項目だけございましたけれども、ご意見を受け止めて、いわゆる開門の関係の部分を追加いたしました。「専門委員会では、次のような整理が行われ

ている」ということで、真ん中辺の 、 、 、 の後の、「また、」というフレーズですが、「また、『最適な運用方法』を探るための調査を、開門調査を行わずに既存の資料などから行うことができるかどうかについて、現時点で可能な限り既存の資料を収集して、開門に伴う環境の回復と塩水の遡上の時間的、空間的な範囲について議論した。しかし、類例からの推測や、数値モデル予測には限界があること、開門調査は、塩水を遡上させることで、河口堰によって変化した環境がどの程度回復するか、また塩水はどのように遡上するか等を実測することによってそれらを正確に確認することができ、更なる全面開放による運用が適当か、条件を付しての塩水遡上をしての運用が適当か、あるいは塩水遡上をさせないでの運用が適当かを判断する資料を得ることができるとしている」、これは、委員からいただいた文章をここに置くことが客観的に適切ではないか、ということとその文章を使わせていただいております。「さらに、『開門調査方法及び開門調査期間の提案』として、開門により、利水に支障を生じさせず、また、塩害が発生しないことを前提に調査を実施することとし、長良川用水がかんがい用水の取水をしない10月11日から翌年3月31日のできるだけ早い時期から開門して調査をすること、開門調査期間は、季節ごとに変化する環境変化の全過程、河口堰の運用により深刻な影響を受けたと考えられる生物の全生活史についての観察を要することから、5年以上とすることなどを述べた上で、具体的調査項目及び方法は別に委員会（「長良川開門調査専門委員会（仮称）」）を設置して検討することを述べている」ということで、前回PTで寄せられた意見への対応をいたしました。このような、「専門委員会の専門的知見の集約整理というのは、それぞれの専門的な内容について、それぞれの専門家の専門性に基づいた知見集約がなされ、あるいは今後更なる深化した議論、幅広い議論がさまざまな場面で行われることもあるものとするが、PTとしてはこの時点でその内容に立ち立った審議はしない。なお、専門的知見の集約及び整理の延長上にあるべき提言については、PTの役割としてPTが独自に検討することとする」と、最後のパラグラフですが、これはPTの認識であります。

「3-2 長良川河口堰の最適な運用についての検討」であります。「(1) 最適な運用の判断要素と論点の所在」ということで、判断要素であります。PTでは、前にも書きましたが、「河口堰を常時閉める」から「河口堰を常時開ける」までの間に存在する運用方法の中から、「愛知県民にとって最適な河口堰の運用のあり方」は何かを検討することが役割ということで、次のパラですが、判断要素は、まず治水、「治水機能とそれに伴う塩害防止の機能及び利水の機能、これが適切に発揮されているか」ということであります。これが機能ですね。それから は、「2011年現在において共有されている環境認識によって、河口堰建設・運用による環境影響が許容できるものであるかどうか、あるいは改善することが適切であるかどうか」と、まあこういうことであります。で「治水の面においては、洪水時はゲートを全開するという運用が最適であることについて、見解の相違は無い」ということですから、「したがって、最適な運用面の検証について限れば、ゲート操作による環境上の利益・不利益と塩害防止、利水上の効果・障害について検証することが主たる作業とな

る」というふうに整理をしております。

2) じゃあ何が問題か、最大の論点は、「塩水の遡上」ということであります。2)の3行目からですが、「その最大の論点は、河口堰上流に塩水を遡上させる運用を行うのか、また河口堰上流に塩水を遡上させない運用を行うのかにある」と。「河口堰上流に塩水を遡上させない運用を行う」ということについては、モニタリング部会で検討が行われている訳ですが、「それが最適な運用かどうかというのは、塩水を遡上させる運用を行う方法と比較して検討しなければならない」と。しかし、その検討はモニタリング委員会ではなされておきませんので、「それを行う行政が設置した検討の場というのは、愛知県が設置したPT以外にない」ということで、「このPTでは、河口堰上流に塩水を遡上させる運用を行う方法についての検討を行い、後日、更なる弾力的な運用検討との比較を行うことにより、最適な運用方法を見出していくことを期待する」と、まあこれが合同会議につながっていくこととなります。

「(2)開門調査」でございます。「開門調査による最適な運用方法の検討」であります。最適な運用方法と開門調査についてですが、「開門調査そのものは、最適な運用方法ではありません。最適な運用方法を探るための調査であります。その調査の結果、塩水を一定の期間、特定の方法で遡上させることが最適な方法であるのか、あるいは、長期的な開放が最適な運用方法であるのか、やはり、塩水を遡上させないことが最適な運用方法であるのかということを決定的にすることになる。そこで、塩水遡上をさせる調査を行うことについての課題を整理」をしていく訳であります。

2)は「開門調査によって、より良い運用が期待できる側面」として、「開門調査によってより良い運用が期待できる側面は、環境の変化の復元」、しかしこれには色々な課題がありまして、「運用以前の環境への復元が現在の時点での河口域の利用状況に照らし合わせて望ましいものであるかについては、まだ議論が十分尽くせていない」と。次のパラのところもそうですが、「開門による効果が想定されないままでは、開門調査は実施し難いので、この面については、早急により具体的な検討が望まれる」。「また」というところで、その判断なんです、「社会において」、「また」の4行目ぐらいからですが、この間ずいぶん色々な変化がありました。進歩もありました。「社会において共有される環境に関する判断基準は時代と共に変化してきている。こうしたことを踏まえながら、少なくとも社会的に認知されている評価項目や基準に則した検証の設計が行わなければならない。開門調査による環境の変化の復元は、ある程度想定されるものの、開門調査をするには開門調査における調査手法、モニタリングや効果判定方法などは示されておらず、実施にあたってはその手法等を確立しなければならない」。環境は個人の価値観ということではなくて地域、国、国際レベルで共有される判断基準というものが形成をされてきております。それが法律に基づくアセスメントの項目であったり、色々な法律で守られている事柄であったり、あるいは国際条約で指摘されているような事柄であります。そういう社会的に認知されている評価項目、基準というものにキャッチアップしてやっていかなければいけないというよう

なのが、2)

3) ですが、「開門調査の制約要因となる、つまり悪影響を受ける側面」、これは塩害と利水ということで、まず「塩害については、これを起こさないことが不可欠である。塩水がどこまで遡上するかということについては、事業者による予測があるが、実際はどの程度遡上するかについての実測は無い。実際にどの程度遡上するかは、季節、潮の状況や河川流量、河床の変化などによっても左右される。さらに被害防止ということで、農閑期を選んで実施するという方法もあるが、農閑期のみ開門、塩水遡上でも地下水に塩類が浸透する可能性もある。利水については、代替水源を用意することが不可欠である。更にその根底にある水需給への対応が必要となる。これらについては、実務に関わる事項であり、その詰めを行うことが必要である」。この2つですね、「これは開門調査を行うに当たっては、これらの課題の解決が必要である」ということで、ある意味、前提的な事柄である。「逆に言えば、開門調査を行うに当たっては、これらの課題への解決が必要である」。環境はその前にも書いてありますけれども、調査方法のあるいは効果判定のやり方によっては悪影響が起るかもしれないという項目ですので、環境に関して「悪化することのないように、開門調査の方法を含め、かつ客観的・定量的な評価が行わなければならない」。これは環境については前提ではなくて、調査方法の中でこなしていくべき事柄というふうに書いております。

「4)関係者の理解」であります。パラの2つ目の、「長良川河口堰は複雑な経緯がある。で、現在に至っている」と。「選挙公約ではあるとは言え、唐突に開門調査を提唱することに戸惑いと不安を持っている人も多い。愛知県民に対する約束であっても、その実現には岐阜県、三重県更に長良川河口堰に関わってきた人々の理解を得ていかなければならない」ということで、「更に広域な対話の場を設定し、理解を得る努力が必要である」というふうに整理をしております。

最後が、「より良き運用に向けての知事への提言」ということであります。2つに分かれておりまして、まずは「合同会議の設置」であります。

1)は「長良川河口堰の運用最適化の議論に関する前提」が違っているということの指摘であります。この論点は、「河口堰上流に塩水を遡上させる運用を行う」のか、それとも「河口堰上流に塩水を遡上させない運用を行う」のか、この前提の違いが、「開門調査」を掲げる愛知県知事及び名古屋市長と国土交通省・水資源機構との取り組みの違いということになっている。このギャップですけれども、「行政間で調整が図られる必要があるけれども、PTの提言は、河口堰上流に塩水を入れないことを前提とする運用をしている現行の弾力的な運用にとらわれず、全面的な解放、開門をも含めた包括的な運用を含む前提に立ち、より良き運用に向けての知事への提言」ということにいたしました。

「2)合同会議の設置とその運営」ですが、まず、この業務を、「ギャップを埋める作業」ですけれども、それぞれの専門家、どの専門家ということに関わらず検討を行うことが望ましい、というのが基本的な考え方ではありますが、それでは知事への提言にはなりません。

提言として、実務的に知事はどうするのかということについては、「実務的には愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議との合同会議を設置して審議し、その審議結果を、委員を委嘱した愛知県及び国土交通省に報告して、長良川河口堰の運用に関する政策形成に生かしていくことが考えられる。その場合は河口堰の弾力的な運用。」「な」を入れてください。「(弾力的な運用)から更なる弾力的な運用、そして開門調査までのあらゆる可能性を、テーブルの上に載せて審議することが前提となる」。

この報告書の全体の流れとして、前回、この前の方に、フォローアップ委員会でやっている、それが良いかどうかというのは、開けた場合にどうなるのかと、これを比較しながらやっていくというふうに前に書いておりますが、これを受けまして具体的に知事にはそういう合同会議を設置するというので努力をしていただきたい。こういう提言でありました。「このような合同会議では、市民・県民、さらには国民に開かれた議論を行うべきであり、さらに、一般の方々からの意見を受け付けて、専門家の議論に生かしていくことが望ましい」。具体的にどうするかという実施方法ですが、「通常、合同会議での合意、会議で議論をされて、どのような実施をするかということが決定される」ことになっております。概ねどの要領を見てもそのようになっておりますので、この合同会議に出席される方が、その意思としてお決めになることだろうというふうに整理しております。

「(2)関係者の理解・合意と愛知県の率先的な行動」についてです。じゃあ、愛知県は単独で何ができていうのが次でありまして、「1)合同会議設置に向けた愛知県の措置」、やはり予算措置が必要であります。まあ、たいしたお金ではないのかもしれませんが、あるいはたいしたお金であるかもしれませんが、「委員の旅費や手当等の会議開催のための予算」は必要になります。そういう手当をしなければいけない。それから「このPTで積み残している検討」、色んな事項を指摘してきましたけれども、「その検討を進めるための体制を県庁内に立ち上げ、専門性のある職員の配置をするということが求められ」ます。県庁の体制をしっかりと作っていただかなければ、まだ積み残しの課題がたくさんあるということでございます。

「2)関係者の理解・合意」ということで、「河口堰については、国の機関や地方自治体のほか、環境や漁業関係者や、利水、治水、塩害についての関係者」、たくさんおります。「これらの関係者に納得のいく説明を行い、理解を得るように努めなければならない」ということで、その場合に、「愛知県民にとっての最適な運用」、最初のところからずっと述べておりますように、ここに繋がってくる訳ですが、「特に愛知県民・名古屋市民の負担の軽減を理由とするだけでは、他の関係者の理解を得ることは困難であり、長良川流域全体の観点からの説明が必要であるということを強調したい」ということであります。「そして、」というパラグラフは、開門、合意が得られた場合の開門調査に対する協議機関、全面公開、自由な参加、それから専門的な委員会ということを述べております。やはり愛知県に望みたいことは「中京圏のリーダーとして長良川河口堰問題においても流域全体、日本・世界を視野に入れて愛知県民の利益を考える」ということであります。「的確な問題提議と

その実現のための行動をされることを望みたい。」

「３）具体的な率先行動」の例でありますけれども、「水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切替え。福原輪中についての塩害防止に関する調査。水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給バランス及び活性リスクの見直しと工業用水道・上水道企業会計適正化。愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ。愛知県の農業用水の取水実態及び使用実態の調査」等ということになります。「これらの率行的検討は愛知県が提起した課題について真摯に取り組んでいることを示すことになり、関係者の理解を得る上で有効である。また、知多半島での水道水源の切替え水需給の見直しと公営企業の適正化」とですが、これは「単独でも行政サービスの向上及び行政の適正化の観点からも検討するに値する事項である」というふうに結んでおります。こういう全体の流れで一つの報告書の案というものができておりますが、その中の主な合同会議ということで２つの委員会のメンバーというものの名簿を最後に載せて終わりとしているということでもあります。

以上が２０ページ程度でありますけれども、全体の構成と論旨の展開、そして最後の帰結ということで一つの報告書が、形ができていくということでございます。以上、案についてのご説明をいたしました。

それでは、取りまとめをいただいた蔵治委員の方から、残された課題について、ご説明を一つずつお願いしたいと思います。

（蔵治委員）

それでは再び蔵治でございますけれども、今、小島座長から一通りの説明がございましたけれども、委員の先生方お分かりのように、先生方のご意見の中で必ずしも取り入れきれなかった部分というものがございます。しかし、その中であまりにも細かいことを全部議論しておりますと、時間が無限に必要になってしまいますので、非常に大事な部分であろうという部分を各章ごとに議論していければというふうに思います。この報告書、４章仕立てになっておりますので、１章から順番にその論点について少しずつ議論していきたいと思います。

まず第１章ですが、第１章は前回も議論になりました８ページの下（２）というところがございます「長良川河口堰のさらなる弾力的な運用に関するモニタリング部会」というところのすぐ後になります。ここのところは前回の１２月２７日の段階では予知環境に配慮した運用の検討ということ、あるいはこれまでの水質事故の例を鑑みということが書いてあったのですが、そのこのところを、このように比較的具体的な記述に直させていたということですが、これについてまずご意見をいただけないかと思っております。

（小島座長）

いかがでしょうか。できるだけ価値判断を抜きながら事実を書いていくというのが基本

的な姿勢であります、それとできるだけわかり易く、これはどういうことなのかということが分かるように書いていく、読んでいる人が分かるようにということなんですが、そういう表現になっているかと思います。いかがでしょうか。

(松尾委員)

ちょっとすみません。その前にですね、今朝、実はこれを見せていただいたのですが、それ以前の修正では構成について何も意見を言っていなかったんですが、今朝見せていただいてずっともう一度見直してみますと、2の「公開ヒアリング」の(2)のところですね。これの内容を見ますと、必ずしもヒアリングで出てきた内容だけではなくて、専門委員会の議論の中でいろいろ述べられた見解、こういったものも含まれていると思うのですね。その上での問題認識、課題認識があるように感じました。そういうことから言うと、この2-(2)のところを、例えば専門委員会報告のその3のところに移した方がいいのではないかと。つまり、長良川河口堰の最適な運用についての検討の前に移した方がいいのではないかとこのようにまず思いました。それから、内容的に今ずっと見直したのですが、「2-(2)河口堰運用後の現在における課題認識」というところを3-1の後ですね、3-2に入れていった方がいいのではないかと思いました。2は公開ヒアリングになっております。ですから必ずしも公開ヒアリングで述べられたことだけではなくて、専門委員会でいろいろ指摘された、あるいはフロアから意見いただいた、そういうことも含めての課題認識が2に記述されているように思います。そういうことから言うとこれは3のところに移したほうがいいのではないかなというふうに私は考えました。いかがでしょうか。

(小島座長)

3のどこに移すという提案でしょうか。

(松尾委員)

3-1の後。

(小島座長)

3-1の後に、これを3-2にして、現在の3-2を3-3にする。こういうことですか。まずそういうご意見ですが、ここのところはですね、蔵治委員にも確認してはいたのですが、いわゆるヒアリングで述べられたことと、PTの会合で議論されたことと、フロアからあった意見ですね。例えば農業用水についてはPTの会合でもフロアから意見がありましたし、それから今本専門委員会座長もPTの会合に出られてお話しされてはいたけれども、そういうものを入れて書いてあるという理解で、ヒアリングで述べられた方だけではなく、フロアで述べられたものも材料に入れて、その材料を踏まえてPTがどのような課題を認識したのかというような書き方になっている。材料は、ヒアリングで述べられ

たことと、PTでの議論、それとプラス、フロアで述べられたことが事柄のベースになっている。こういう理解をしていますけれども、いかがですかね。

(蔵治委員)

今、松尾委員がおっしゃったことは、私ある意味、的を射ている部分もあるというふうに思います。この(2)の部分には、専門委員会で議論になっていたことも少なからず盛り込まれているというのは事実ですね。ただ、この3番のところは「専門的知見の集約・整理」という大きな項目の中になりますので、2-(2)というのが、専門的な知見の集約・整理の一部になっているかと言うと、それはそれでまた、そういうつもりで最初から書いていないということもあると思いますので、かなり大きな書き方の変更が必要になる可能性もあります。私の理解では、ここに入っているのは公開ヒアリングも含めたPTでの議論を踏まえた課題認識である、というようなところなのかなと思っております。ですので、公開ヒアリングの項目に入っているから、ヒアリング以外のことが書いてあるのに違和感があるというのはその通りだと思うのですけれども、では専門的知見の集約・整理というところかということも微妙で、PTでの議論も踏まえた認識という理解なのだったらよろしいかな、というふうに感じました。

(小島座長)

どうぞ。

(辻本委員)

私も今、蔵治委員がおっしゃったような考え方で捉えていました。公開ヒアリングのところでは、公開ヒアリングでお話しされたもので比較的客観的に書けるところを(1)で書いていただいて、これはむしろきれいに区分できたと私は思いました。それから(2)の方には、どういうふうにPTが問題を認識したかということなのですから、現実には専門委員会で議論とか、フロアからの意見と一緒に書かれています。PTでそれをもう一回咀嚼するような議論をしなかったということがやっぱり一番問題なのですが、私は今回読ませていただいて、公開ヒアリングに関するPTの受け止め方の中で、PTの受け止め方はともかくとして、フロアから出た意見については聞きっぱなしで、確かに回答を文書でされた例もあるのですけれども、PTで揉むということをあまりしなかったことも問題だなと感じました。専門委員会の中で出た意見で公開ヒアリングに関わることにしても揉むということもなかったのですが、今回文章の中では、本来ならこういう議論をすべきだったかなということが書かれているという気がします。ちょっと先んじて、3の方も実は専門委員会で専門委員会のミッションであるところと、若干はみだした提言に近いところまで書かれているのですけれども、それは専門委員会の報告書に書いた内容であって、PTがどう受け止めたかということと、うまく書き分けられているべきなので

すね。それは受領というところに、多分、客観的に専門委員会が言ったことを書いて、3 - 2が、先程の2章の(2)と同じように、PTがそれをどう受け止めたかというふうな書き方なので、私はもうちょっと議論を尽くすべきだとは思うのだけれども、文章を書いている中で、ある程度議論は尽くされて、公開ヒアリングの前半にはヒアリングを客観的に受け止めて、その後半の方でPTとしての見解を書くことができた。専門委員会の方も、「専門委員会報告の受領」というところで、実は専門委員会が言ったことを客観的に書いて、(2)のほうでPTで議論した内容になっているということですが、ちょっとそのバランスが気になります。つまり目次の上で片一方は両括弧になっているし、片一方は節になっているので、ちょっと気になるところはあったのですが、それは2 - 2の中でそう括弧している訳ですね。2 - 2を二つに分けたということですね。

(松尾委員)

そしたら、ちょっとですね。

(小島座長)

はい、どうぞ。

(松尾委員)

2 - 2を、公開ヒアリングでの意見とそれに関連する意見というふうにさせていただいたらいいのかもしれませんが。というのは、どうしても違和感があるのです。ですから2 - 2のところは、公開ヒアリングでの意見とそれに関連する意見のPTにおける受け止め方。このままだとですね、公開ヒアリングで陳述された意見に限ってしまうと、2で書かれていることがかなり公開ヒアリングで陳述された意見に対する受け止め方とか、課題認識だけより、もっとかなり広がっておりますので、先程言われたことと言えば、公開ヒアリングでの意見とそれに関連する意見のPTにおける受け止め方、ということであれば、このままでもよろしいかなと思いました。

(小島座長)

2 - 2のタイトルを「公開ヒアリングでの意見とそれに関連する意見のPTにおける受け止め方」に修正をする、これでよろしいですか。はい分かりました。村上先生、それでもよろしいでしょうか。

(村上委員)

特に異議ありません。

(小島座長)

はい、ありがとうございます。それでは、そういうふうに修正をしたいと思います。それでは、先程のことに戻りましょう。

(蔵治委員)

じゃあ、先程私が申し上げました論点について、何かご意見ございますでしょうか。もしないようであれば、この記述で認めるということで。

(松尾委員)

8ページのところです。

(小島座長)

8ページの2)のところの文言です。

(松尾委員)

この更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会においては、主としてその検討目的というのは堰上流底砂のDO低下を防止するということですので、モニタリング部会において、堰上流底砂のDO低下を防止するための従来の「フラッシュ」、「フラッシュ・アウト」ではなくて「フラッシュ」操作というふうに訂正いただいた方が良いでしょう。

(小島座長)

「プランクトンの大量発生や貧酸素水塊の発達を抑制するための」のところを変えて、「堰上流の底層のDO低下を防止するための従来のフラッシュ操作」ですね。

(松尾委員)

フラッシュ・アウトとは言わないです。

(小島座長)

はい、フラッシュ操作をより効果的に。それでよろしいでしょうか。

(松尾委員)

構いません。

(小島座長)

じゃあ、そういうふうに修正をさせていただきます。

(蔵治委員)

はい、それでは第 1 章に関して他に何かございますでしょうか。

(辻本委員)

1 章の 1 - 1 は、知事あるいは市長が言われたことに対してこんなこと期待されているのだな、という書き方をされたということだと思えるのですが、「 」がついて市長、知事の文言が入っているのだけれども、一番最後の「これらの発言から、知事が P T に望まれていることは」と書いて、以降の「 」は知事の正確な発言だと思っていいのですか。P T 等のこの関連のところで発言された内容かなというのが、ちょっと疑問です。我々がそれを望まれていることがこういうことと理解すると書いてあるので、そういうところは「 」を除いて普通に書く方がいいのかなと思います。そのへんの事実関係に関わって、「 」だとしても本人のその言葉そのものだという気がしましたので、細かいことですけれども。

(小島座長)

そうですね。ここの「 」の意味が上の「 」と違うので、おっしゃるように整理をした方がいいと思います。よく英語で言う、こういう意味の一つの単語という意味なので、紛らわしいので、下の「 」は取り除きましょう。

(松尾委員)

私も賛成です。その上の知事のあいさつで述べられたところでは、一定の期間、開門調査を行うこととか、開門した場合の不都合な点とそれの克服方法を検討してくれとは一言も言っておられませんが、それは今言われた方にした方がいいと思います。

(小島座長)

そういうことですね。市長が言っているところであるのですが、そこは引用しておりませんのでその方がいいと思います。

(松尾委員)

今のところもう一つ。ちょっと細かいことですが、さらに、これも私、気が付かなかった、愛知県と名古屋市がこのような検討を行うと書いてありますが、この P T 自体は名古屋市は関わっていないですね、直接。ですから「愛知県が」というふうにされた方がいいのではないかと。

(小島座長)

最初どうでしたっけね。

(事務局)

愛知県知事からは委嘱されていますけれども。

(小島座長)

そうなのですけど。

(事務局)

市長からは委嘱されておられません。

(小島座長)

最初の経過がありましたね。

(事務局)

会議自体は愛知県の方で委嘱してございますが、一番最初のこのPT会議には市長にもご出席いただいてこのような形でごあいさついただいたということで、税金の使い主としては愛知県だけれども、精神的に名古屋市長からもお話があったと、そういうことだと思います。

(小島座長)

そういう趣旨だったと最初のところで記憶していますので、予算的には愛知県ということなのですが、最初のところの議論は精神的には一緒にやっているということで、知事の方も市長の方もそういうふうにお話をされていたと思いますし、多分、県の方もそういうふうに言われていたのではないかと思います。

(松尾委員)

私どもは県から委嘱されていますけれども、名古屋市からは委嘱を受けていないので、そういうことからすると、きちっとどこが主体となってやっていることかということをはっきりさせておいた方がいいのかなと思っただけです。

(小島座長)

多分、ここは最初の共同マニフェストから両者においでいただいて、お話をいただいて、その両者の考えということ、我々が抜き取っているわけですが、その流れからやっているのです、ここを切ってしまうと川村市長の引用はいらなくなる訳ですね。また逆に言うのですね。そうすると、色々と最初の経緯はそうではないので、来ていただいたということは、知事と市長の話があり、そこからこのPT委員会に対してこうい

うことをやってもらいたいということで、もう一回ずっと議事録を見ていただけると分かりますと思うのですが、このPTに対してもお願いをする。金を出していないけどお願いをする。これは知事と了解の上で来られているということなので、ここのプロセスは金を出しているということだけではない、というふうに整理をした方が平和に行くのではないかとこのように思っていますけれども。

(辻本委員)

整理はそれでいいですけども、やはりちょっとそこはメリハリをつけて書かれた方がいいでしょう。

例えば愛知県知事の話だけなら、愛知県知事に提言する話があるからそうなのだけれども、名古屋市についてはなんで名古屋市長への提言は無いのかとかいう話にもなりますので、ちょっとこのところの書きぶりはあまり並列に書かない方がいいのかなと思います。私は「また」と書いてあるから名古屋市長は付け足しなのだと思ったのだけれども、誤解がもしあるのであれば、やっぱりちょっとそのスタンスが違うのだということは明示した方がよいのかもしれないですね。どうしたらよいのかはちょっと…。市長の分は一番最後に、「また、名古屋市からも」というようなかたちで、まず知事関係を書いて、その後に「また」という形でプラスアルファにしておくことによって、主体と共同体が見えるかもしれないですね。

(小島座長)

「また」のパラグラフを「さらに」の前に入れていくと、「と述べている。この発言から知事がPTに望まれていることは、これこれこれである。また、川村市長はこういうふうに述べていて」というふうに、「と述べられている。愛知県と名古屋市がこのような検討を行うのは」というふうに、そこに挿入しますか。

(辻本委員)

名古屋市も検討するのですかね。もう、一気に現実にはこれからすることになるかもしれないのだけれども、今の時点では愛知県が検討する訳なので、名古屋の話は一番最後に、「さらに」の前に挿入ではなくて、一番最後にするとすっきりすると思いますけれども。

(松尾委員)

「さらに」というところを愛知県だけにしておいて、という意味ですか。「また」以後の市長の言葉はその後のところに持ってくる。そのパラグラフを最後に持ってくる。

(小島座長)

こういうことですね。「述べている。これらの発言から」、「ら」じゃないですね、「この」

ですね、一回ですもので。「この発言から知事がPTに望まれていることは」云々と、こうあり、「さらに愛知県がこのような検討を行うのは」これこれこうであると。「また、名古屋市長はこれこれと述べている」と、こういうふうになればよろしいですか。

(蔵治委員)

すみません。そうするのであれば、おそらく「また、河村名古屋市長は」の後に一言入れないと繋がらないので、「PTの開始に当たって」というような言葉が必要ですね。いつこれを述べたのかということが繋がらなくなります。

(小島座長)

はいじゃあ、そういうふうにいたしましょう。作業の方に頭が行ってしまいまして、ごめんなさい。第1章のところはそれでよろしいでしょうか。じゃあ第2章はどこが残っていましたか。

(蔵治委員)

第2章は3点ほど大きな論点があるかと思います。まず2-1の方はほとんど変更ございませんので特に無いかと思います。2-2の方なのですけれども、まず13ページに「治水」というところがありますけれども、この13ページの治水のところには、「既に例えば地盤沈下等によって河積が拡大していたので、河口堰建設後の浚渫は不要であった」というようなことが書いてあった訳ですけれども、その部分はここから15ページの方に移動させたということです。この15ページの方の「(2)治水」というのは、これまで無かったのですけれども、新たに追加された項目ということになります。

それから14ページの方に移りますけれども、ここでは「(2)課題認識」の「1)環境」というところなのですけれども、ここは前回も相当時間をかけて議論がされたところで、委員の方からも様々な意見がございましたので、ちょっと文章が難しくなっていますけれども、こういう形で整理したということで、これで良いかどうか最終のご確認をいただきたいなと思います。

最後、3点目の論点としては、16ページですけれども、「また知多半島地域では」という部分になりますが、ここは前回の会議で傍聴者の方からもご意見があった部分になりますが、こういう書きぶりに最終的にさせていただいて、妥当かどうかということをご審議いただきたいと、この3点でございます。

(小島座長)

まず第1点のですね、(1)のところは主にヒアリングのことの整理をしていったということなので、課題認識のところには先程のまず第1点の浚渫はいらなかったというところは、課題認識のほうに移した。治水の項目を設けたということは、課題認識のところには項目として治水が全く無いとこういうことになると、認識してなかったのかとこういうことにな

るので、それを起こしたということでございます。新しいことはそんなに書いてある訳ではなくて、既存の文章があったものをここに集約をしたということです。まずそこからいきましょうか。そのことはいかがでしょうか。

(松尾委員)

ですから、これは先程私が言ったように、関連する意見ということにさせていただいたので、それだったらこう。そうでないと、ヒアリングだけだと、やっぱり無いほうがいいじゃないかという意見になっちゃうんですけど。

(小島座長)

ありがとうございました。それじゃ次の論点ですけれども、14ページの(2)の1)ここは色んなご意見をいただいて出来るだけ評価、価値評価を加えないで客観的に書くということでまとめようと、こういう文章になっていてですね、変わって、変化とかいうような記述で整理をしているのですけれどもいかがでしょうか。特に村上先生、松尾先生だと思いますが。

(松尾委員)

一点だけです。ありがとうございました。客観的に書いていただいてありがとうございました。ただ一点だけですね、この7行目のところ、「水質変化や藻類の増殖や底質」となっているのですが、11日の段階で堆積物というふうに私、修正させていただいたと思うのですが。というのは底質だけじゃなくて、その堆積物の量ですね、量とか質も含めてですが、そういうものが場所的、時間的に変わってきているということですから、「堆積物」としたほうがいいんじゃないかなと。

(小島座長)

底質に並べて堆積物ですか、あるいは底質に替えて、替えてですね。はい。「藻類の増殖や堆積物などの時間的・空間的な変化が生じた」ということで。はい、ありがとうございます。

じゃ第3点目です。16ページの「また、」。ここも何か色々文章が出たり入ったりしたところなんです。河口堰の水を使う前は工業用水ですけれども、それを暫定利用していたということは、それは水利権が余ってるから使えた訳で、余ってなきゃ使えないというものですから、それまでは工業用水を暫定利用出来たということは、水利権に余剰があったということですね、だからそのことを書いただけですが。最終的にはこういうふうに整理しておりますが、何か文章的に、ここはこう書いたほうがいいっていうのはございますか。

(松尾委員)

意見としては水利権に余剰がある、無いというのは、ここに書く必要がないのかなというふうにも思います。それからやはり水道用水として暫定利用していたということが、工業用水を何に暫定利用していたのかというのがここではわからないので、水道用水として暫定利用していたということ。それから「河口堰によって」というよりも、これももう少しきちっと、「河口堰からの長良導水によって」と書いたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、これもヒアリングと関連する意見ということからすると、水道用水、水道用の原水として、住民の方々、ヒアリングの結果では住民の方々というのは、どれか水質、実際に測った、県が測った水質は特に問題が無いとしても、やはり不安感を抱いておられる、水質に不安感を抱いておられる、それがやっぱり不満であるということだと思っすね。それであれば心理的にと言いますか、その不安がより少ない、いわゆる水質的に好ましいと考えておられる木曽川の水に切り替えて欲しいということだと思っすね。ですからこれは「水質的により好ましいと考える」というとか、何かそういうふうにされた方が。より好ましいというのは、量的に、質的にということから言うと必ずしも、好ましいかどうかというのは少し議論があるところだと思いますので。

(小島座長)

村上先生、いかがですか。

(村上委員)

今のお話を整理するんですけども、一つは原水の基準を満たしているかどうか、これは明らかに現在満たしている。これは当たり前のことです。しかしたかだか数十項目のあの環境基準を満たしているから、水道水として十分な基準にある訳ではない。そのところが私たちは頭にあって、何とかより良い上流の水源に替えようというような議論をしてきた訳ですから、私はここの「住民の不満に応える鍵である」、これは私は絶対活かすべき表現ではないかと思っす。

それから前半の「水利権に余剰がある」、これはもう価値判断が入ってきますので、このところは私はカットしても別に構わない。

先程のまた、「水道の水源の適格性には」の話に戻るんですけども、これは前文のところのあの COP10 の考え方、それからそこに含まれているような世代倫理、世代間倫理、そういったことの流れからいくと、私はここの文章、少しは修正すべきところが、先程の水利権なんかであるんですけども、出来るだけこの趣旨を活かしたような方向でまとめることを望みます。

(辻本委員)

ちょっとよろしいですか。

(小島座長)

はいどうぞ。

(辻本委員)

今話を聞いてましたが、水利権に余剰があるというのは、これは調べなきゃいけない話だとか色々出てきますので、「水利権に余剰がある」はカットするということですね。

それから松尾委員が原水として好ましいというのが問題になるというのは、質と量と両方について好ましいという表現の中に入っているんじゃないかと思います。確かに村上委員おっしゃるように、普通我々が考えると、水道の原水として好ましいとは水道の水源として好ましい、質として好ましいと思うんだけど、水道は、原水として好ましい条件というのは、量も十分確保できて、質も十分確保できることであると理解すべきなのでしょう。

(村上委員)

その趣旨は前の方にありましたよね。たとえば知多導水の量的にはやはり・・・

(辻本委員)

そうですね。書いてありますね。だから量的な安定と質的なというのをちょっと書き分けたほうが。

(村上委員)

そういうことですね。

(辻本委員)

そうですね。だから質的に木曽川の原水に求めていくというのは、そんなに逆らえない事実、皆さんもそう思うのは、出来ればそうしていった方がいいというのは当然のことなので。

(村上委員)

当然、量的、質的の両面から満足するような水源を求めるというのは、これは当然の理論です。

(辻本委員)

だから質と量としっかり。

(松尾委員)

私としては、今言われたとおり「水利権に余剰がある」というのは出来ればカットしていただきたいし、それから「木曽川からの工業用水を水道用水として」というふうに入れていただきたい。それから「より好ましい」というのは「水質的に好ましい」ということだと。

(小島座長)

蔵治先生いかがですか。

(蔵治委員)

私も「より好ましい」の前には「水質的に」というのは入れたほうがいいかなと思いますけれども、水道用の原水として今、水の量的な面と質的な面が議論されていましたが、もう一つ、水道法の条文の中には、安いということも入っておりますので、より好ましいというだけですと、この三つの観点から評価されてしまうことになります。木曽川からの水が安いか高いかということはちょっと直ぐにはわかりませんので、ここでは水質ということは一応明記して、「水質的に」でいいと思います。その他の修正点も今の松尾先生おっしゃるとおりで、私は同意いたします。

(小島座長)

それではですね、修文をずっと読んでみますが、「知多半島地域では、木曽川からの工業用水を水道用水として暫定利用していたものが、河口堰からの長良導水によって供給の安定が前進したと受け止める一方、水道用の原水としてより好ましい水質の木曽川からの工業用水があるのに長良川河口堰の水を水道用水として使用していることへの不満もある。」と。さっきちょっと長いですけど、とにかくまとめですから、そういうことでどうかと。

それからもう一つ今、松尾先生がおっしゃったですね、測ってみて大丈夫だからいいじゃないかというのはですね、これはよく専門家対飲んでいる人の争いということになるんですけども、そこまで言うともた物議も醸しますので、そこはよろしいですか、はい。じゃあそこはそういうふうに直させていただきます。よろしいでしょうか。

(辻本委員)

文章も短くしていただきたいと思います。

(小島座長)

ちょっと長くなりましたものね。

(辻本委員)

木曽川からの工業用水があるのにという、これがちょっと、原水として好ましい、質的に好ましい木曽川からの…。

(小島座長)

はい、ちょっとね、文章がね、あんまりちょっと刺激的ではないかなという気がします。比較の問題ですが、より好ましい。点を打てばいいのかな。まとめですから、意味が通じない訳ではないので、ちょっと文章としてはあれですが、間違っていないということで、そんなところで。じゃあ次は3章の方をお願いします。

(蔵治委員)

はい、それでは第3章は比較的短いですので、論点は大きく二つあるかと思います。

まず17ページですけれども、ここは専門委員会報告の受領というところで、前回から大幅に加筆されているところです。ここは傍聴者の方からもご意見がありましたけれども、専門委員会報告書というのは100ページを超えるような分厚いもので、内容も必ずしも読み易くなっている訳でもないということもあって、それを全部読んでない人が多いと。そういう人でもこのPTの報告書だけ読めば、内容の要点は理解出来るように書く必要があるだろうという観点から、専門委員会報告書の内容を出来るだけ要約して客観的に書いた部分がありますので、それが妥当かどうかを点検いただきたいと思います。

もう一点は19ページの下(3)のところになります。ここは松尾委員の方から、「開門調査によって、悪影響が予測される事項は、『塩害』と『利水』である」というところに対して、「『塩害』と『利水』と『環境』である」というふうに直していただきたいというご意見があったんですけれども、先程小島座長からも説明ありましたように、環境に関しては悪影響を受ける側面の中に残すものの、その残し方については最後になお書きという形で書くというふうに整理したということになります。それで良いかどうかということについてご議論いただきたいと思います。以上です。

(小島座長)

いかがでしょうか。特に松尾先生と村上先生のご意見を、こういうような格好で整理をしたということになると思うんですけどね。

(松尾委員)

まず17ページのところですが、こういうふうに関門調査について書かれる、ここだけ

についてこれだけ書かれるのであれば、その上の から もですね、やっぱり少し要約して書かないと、何かバランスが悪いような気がするんですね。なぜ開門調査だけここに取り出して、こういうふうに具体的に記述をするのかというところが私は疑問に思っています。ですからその から のような書き方をするのであれば、私は確かに開門調査とかそういうことについてはあまり触れられていないので、私が蔵治委員に訂正意見として出したのは、「また、」以降ですね。「また、開門調査方法及び開門調査期間の提案として、その目的、意義及び基本的な考え方などを述べた上で、具体的調査項目及び方法は別に委員会（「長良川開門調査専門委員会」（仮称）を設置して検討することを述べている」というふうにしてきた訳ですけれども、それはバランスの問題なんです、気になったのは。もし、こういうふうに具体的にその中身を書くのであれば、他も専門委員会でまとめみたいなものがありましたよね。そういうものをズラズラズラとこう書くのかということですね。じゃないかなと思うんです。ここだけ具体的に内容を取り上げて書くというのは、少し疑問があるなと思いますね。

（小島座長）

村上先生いかがでしょうか。

（村上委員）

こここのところの以前の構成は、この開門調査の必要性について少し加筆しようということとでこういう文章を付けた、ただそれが項目のタイトルが今とれて一緒の文章になったのでここだけ長くなったように見えますけど、そういう趣旨の文章ですから、私はこの 、のバランスを失することではないと思いますけどね。

それから確かに専門委員会の要約を書いて欲しいという意見があったんですけども、私はここでその意見を要約するというと、専門委員会で出たいくつかの複数の意見、これを強引に簡略化して統一的な意見になってしまう。これはやはりまずい。少し大変かもしれないけども、こういうことが議論された、それで本当に詳細に知りたいのであれば、分厚いものであろうと専門家委員会の報告書を読んでくれという、私はそういうふうになりたいというふうに思います。ここは簡略化して書くことが望ましいかもしれないんだけど、やはりそれは現在非常に相違しているような意見もあるところですから、下手にこれはまとめると、また論議を呼ぶようなことになるんじゃないかというふうに思います。

（辻本委員）

私、今良くわからなかった。

（小島座長）

はい、辻本先生お願いします。

(辻本委員)

まとめるというのは、たとえば「また」以降がいくつもの議論があって…。

(村上委員)

違います、違います。 、 、 、 の専門委員会の報告のところです。そのところでもう少し専門委員会の要約として文章を付け加えたら、長くしたらどうか。例えば「また」以下のように長くしたらどうかというような意見があったんですけども、そう簡単にまとまるような議論ではなかったと私は認識しておりますので、これは原典に当たってもらうよりしかしようがない。こういったタイトル、議論したタイトルだけで十分ではないかというのが私の意見です。

(辻本委員)

私はこの専門委員会報告書が意図したところが見えたほうがいいのかということについては、フロアからの意見に賛成でした。それで実際にそうなんだけれども、 から までの知見の整理を行ったということと、それから最適な運用方法を探るために専門委員会では開門調査を行わないということで、その「また」以降の3行ぐらひは私はいいと思うんですね。そしてさらに開門の提案としてその2行ですね。それぐらひで留めておけばどうかと思うんですね。専門委員会の報告書には、知見の整理をした後、実はある程度の提案をしているんですね。この提案については、PTは後からそれはPTで議論しますよとは言ってるんだけれども、専門委員会の報告書には必ずしも知見の集約整理だけでなく、実は最適な方法を探るための開門調査についても議論されているので、「また」以下の3行と、それからさらに開門時期として の手前までですね。前提として実施することを提案しているとか、そういうふうな形の文は入れたほうがいいのかという気はします。

(村上委員)

「しかし」以下の文章を入れたところは、結局、開門調査をやる意味が明らかではないというところで、そういうふうな議論があったと記憶していますけども、そのところで開門調査をやらなければ、今までの知見の整理だけではその影響がわからないということが理解していただければ、私はこここのところは不要だと思います。そこで議論になったから「しかし」以下を確か入れたんじゃないかと思うんですけども。

(辻本委員)

もうちょっと短くならないですかね。

わかりました。村上委員のおっしゃることはわかりました。

それからもう一つなんですけど、その後「更なる」云々のところがですね、「また塩水は…」は専門委員の報告書に書かれていたことなのかな？と。PTとしての認識かなと思

ったんですけども。「更なる全面開放による運用が適当か、条件を付しての塩水遡上をしての運用が適当か、あるいは塩水遡上をさせないでの運用が適当かを判断する資料を得ることができる」としている。」これは書いてないですね。専門委員会ではその三つを議論するんだけど、そのうちの一つだけをやっているというような認識はあまり書かれてなかったように思うんだけど。この3行は私はPTの見解として入れたほうがいいのかなと、移した方がいいのかなという気がしました。

(松尾委員)

ちょっとよろしいですか。

(小島座長)

はいどうぞ。

(松尾委員)

今のところは19ページのところにですね、「開門調査による最適な運用方法の検討」のところで、同じようなことが述べられているんですね。ですから17ページのほうは辻本委員が言われたように、「また、」以降の3行は、これはそのとおりでいいんですが、「しかし、」以降は、削除してはどうかと思えますし、「さらに、」以降もですね、やはり私はちょっとバランス的に長いと思いますので、「さらに、」以下2行ですね、「…前提に調査を実施することとし」、それからそのパラグラフの一番下の2行「具体的調査項目及び方法は別に委員会を設置して検討することを述べている。」に繋げてったらどうかというふうに思いますけど。

(小島座長)

一つは、「しかし、」以降のところは村上先生の文章なんですけれど、村上先生はいかがでしょう。

(村上委員)

先程も言ったように、開門調査、効果がわからない開門調査を何故やらなければいけないかということでもってここを付け加えた訳ですから、ここの議論の場で開門調査が必要である、もうこんなことは自明ではないかということが確認されていますので、じゃあそれを確認されたことであれば、私はこれ切っても結構だと思います。この場でもう、開門調査をやらなければわからないことがあるということが共通の委員の認識としてあるのであれば、屋下に屋を架すようなことですから、こんな文章はいらぬ。私は非常に今の議論は結構なことじゃないかと思えます。

(小島座長)

そういう趣旨でしょうか。

(蔵治委員)

私は村上先生が今おっしゃった状況だったとしても、これは残しておいた方が良くはないかなと思っているんですけども。ただこの場所に残しておくのが良いのかどうかというのはちょっとまた別の話でして、この場所でバランスが悪いということであればですね、これは19ページの方のどこかに位置付けるというようなこともあり得ることかなと。例えば19ページ(2) - 1)の中とかですね、あるいは2)でもいいかもしれないんですけども、その辺に位置付けていって、こういうことを明記しておいた方がわかりやすい。今、村上先生がおっしゃったことがわかる、明確にわかるということだと思います。

(小島座長)

場所の問題がまずあると思うんですけど、今の松尾先生がおっしゃった19ページのところでいくとですね、(2) - 1)のところと同じような受けがある訳です。「その調査の結果、塩水を一定の期間、特定の方法で遡上させることが最適な運用方法であるのか、あるいは長期的な開放が最適な運用方法であるのか、やはり塩水を遡上させないことが最適な運用方法であるのか」という同じような受けになっているので、今の「しかし、」以降のところの文章を、この1)のところの、たぶん直感的に考えるとですね、「最適な運用方法を探るための調査である」の後に、その調査のことについて、数値モデルには限界があるとか何とかと入れて、「その調査の結果、」以下同じですね、これを持って行くという方がいいと思うんですけど、ちょっと文章に時間が掛かるんですけど、そういう整理でよろしいですか。

(村上委員)

そういう整理でやれば別に意義ありませんので。どこに文章を置くか、それから細かい文章のつなぎの条件はお任せします。

(小島座長)

松尾先生それでよろしいでしょうか。はい、じゃあ同じようなところで受けているところがあるので、(2) - 1) 19ページですね、そこにこの趣旨を入れて文章を整理することをさせていただきます。すると文章を考えなくちゃいけない。

(松尾委員)

それと今のところですが、「また、」の後ですね、「『最適な運用方法』を探るための調査

を、開門調査を行わずに既存の資料などから行うことができるかどうかについて」と、これは削除した方がいいと思うんですけど。ちょっと後ろの文章につながらないですね。

(小島座長)

ええと、どこでしたっけ。

(松尾委員)

今のところ、17ページのところです。「また、『最適な運用方法』を探るための調査を、開門調査を行わずに既存の資料などから行うことができるかどうかについて」というところは削除ですね。「また、『最適な運用方法』を探るための調査を、現時点で可能な限り既存の資料を収集して、開門に伴う」云々という方がよろしいんじゃないでしょうか。

(小島座長)

なるほど。村上先生いかがでしょうか。

(村上委員)

これも先程「しかし、…」の扱いと全く一緒です。やはり開門調査の正当性を議論する、訴えるためにこういった文章を入れた訳ですから、開門調査が必要であるということがわかれば、もう別に何にもいりません、ここは。

(小島座長)

ええと、じゃあそういうふうに整理し、それで「さらに、」の後ですが、 、 とういうふうに、フロアの趣旨はきつこういうことかなと思って書いたんですけども、行数的に長いということですか。ちょっとまた後で文句言われるかもしれないんですけども。

(蔵治委員)

私はその報告書、専門委員会の報告書の最終的な結論というか主張の部分については、ここで改めて強調して書くということについて、バランスが悪いということにならないんじゃないかと思うんですけども。その結論に至るまでの長い長い議論というのはある程度要約されるのも、まあ表題だけになるのもやむを得ないというふうに思いました。

(小島座長)

はいどうぞ。

(辻本委員)

専門委員会の報告書にはその結論というのが明確に書かれてました？そうであれば逆に

それを参照すれば済むだけのことで、いくら分厚い報告書だといっても、結論が同じなら別に書く必要無いですね。

(蔵治委員)

いや、書く必要が無いということはないと思います。それは、だから分厚い報告書を読まなかった人でもこれを読めば、結論だけは少なくとも理解出来るということで。本当はその専門委員会の報告書というものがですね、もっと8ページか4ページの要約版というものがあれば、それをこれの付属資料に付けるとかいう形で解決できるようなことだと思いますけども。

(辻本委員)

専門委員会報告書をこれの付属資料に付けるというメールがこの間来ましたけども、あれは違うんですか？専門委員会報告書はもう別途提出してあるから、今回はPTの報告書だけで提出されるのですか。PT報告書の添付資料ではない？

(小島座長)

専門委員会報告書はですね、これの添付資料として知事に届けるというのが手続きですね、はい。別途、報告書の段階で、事実上、手に渡っているということとですね、手続きとして知事にお渡しをするというのはちょっと違うので、このPTの添付資料として知事にお渡しをするというのが手続き。

(蔵治委員)

私は知事がどうというよりも、一般の方の立場に立って考えていたということですけども。

(小島座長)

要するに、お忙しい方はPTの報告書だけを見れば大丈夫だという、こういうことでしょうか。この、ののところも要約をしてるんですね。専門委員会報告書も結構いろいろ書いてあるんですけども、そのうちのあの部分を抜き書きをしているというのが、率直なところですね。たくさん書いてあるんですよ、やっぱり。専門委員会報告書はここにありますがけれども、結構たくさん書いてある中で、そのとの部分があつたポイントだろうということで整理をしたと。

(辻本委員)

専門委員会報告書を添付することについて私はどちらかというと賛成なんですね。PT報告書とバラバラになる時もあるので、専門委員会ではどんなことをやったのか、しかし

本来の専門的知見の整理のところは項目だけしか書いてないのに、一步先に進んだ開門調査の方法だけが内容に踏み込んで書いてある訳ですね。だから結局皆さん方が知りたいのはと言っている時に、皆さん方が知りたいのはどうせ開門調査のそこだけでしょ、長良川河口堰がどんな機能してて、どんな問題があるのかなんてどうでもいいことで、となっちゃったら困る訳です。本当は長良川河口堰の検証の中身をしっかりしてもらって、そしてそういう提案が出ているということを知ってもらわないといけないはずでしょう。何が欲しがられているかということに迎合する必要はない。やっぱりそういう意味では全部同じレベルに書くということが大事なことだと私は思います。

(小島座長)

さっきの村上先生の話じゃないんですけど、同じレベルに書いていくと結構大変です。前、要約が必要だということで、専門委員会のところですね、手持ち的に作った経緯があるんですけど、それでも3ページ位にはなってしまうんですね。ということで、この中に入れるとそこだけが肥大化しちゃうので、バランスとしてはあまり好ましくない。

村上先生、ちょっと要約が簡単ではないというのがわかるんですが、どうでしょう。

(村上委員)

いや、専門委員会もわざわざそんな長いものを作った訳ではない。やっぱりそういった議論をみんな入れたいから、そしてそこまで書かないと誤解されるもんですから、ああいう長い報告書を作った訳です。これはここで言うことではないかもしれないけれども、やっぱりわかりやすい要約版をここに付けてくれというのは、私はこれに従う必要はないと思う。本当にそれが必要であると思えば、それはどんなに長い報告書であろうと私は読んでほしい。せめてタイトルだけでも書くのは、私の最大の妥協点だと思います。

(辻本委員)

しかしそういうものを前提として、最後の部分がある訳でね、その部分を知らないでこの部分だけ読んでいただくということは、やっぱりむしろ私は問題があると思うので、さっき主張しましたように、3行、2行ぐらいにここも書いて、そしてPTで議論したんだという流れであるべきだと思います。専門的な知見の整理から何がわかったかという、資料収集等でやりきれない部分がどういうところであって、そこも個別に挙げるのは難しいにしても、その効果を明確にするためには開門調査が必要であるというのはPTとして書けばいい訳で、だから私はそういう方式でいいのかなという気がしますけども。ここは揃えておいた方がいいのかなと。

(小島座長)

そうさそうさ。目の前にいらっしゃるからあれなんですけど、前回の議事録ではですね、

P Tで議論することなんですけれども、フロアから近藤さんのご意見で、「5年以上の開門調査ということについては、しっかり書いていただきたい」というご意見があって、なるほどそういうことかなと。迎合した訳ではないんですが、フロアからのご意見は出来るだけ入れようということだったので、一番最後のこの議事録の32ページのところで、「専門委員会の報告書が何であったかということをお書きになっていないと。で、5年以上の開門調査ということについて、しっかり書いていただきたいと思いました。」などですね。

(蔵治委員)

だから、前回の27日の案を見ますと、結局この から だけしか書いてないということだった訳ですね。だからその「また、」というところと「さらに、」というところが両方ともなかった訳で、それに対して結論が書いてないんじゃないかっていうのが非常に大きな意見なんだと思いますし、それはまさにそのとおりで、バランスを欠いていたということです。ですので、そのバランスも含めて結論を書かなきゃいけないと。ただ、その結論の書き方が、その「さらに、」の部分だと思えるんですけれども、「さらに、」の部分が今7行ありますけど、7行では多すぎるというご意見が非常に多いようなんですけど、それをもしどうしても妥協できないということであれば、5行とか少し縮小するようところで妥協するしかないんじゃないかなと思うんですけども。あんまりこの議論に時間をすごく費やすというのちょっとどうかという気もいたしますが。

(小島座長)

じゃあ蔵治先生の言う行数を詰めるということではいかがでしょうか。

(蔵治委員)

私も研究者の立場としてはですね、村上先生のおっしゃることは誠にそのとおりで、どんなに分厚くてもそれを全部読まなければわからないものなんだということは、すごくよくわかるんですけれども、一方で、それはやはり一般の方の前でお話をしてわかりやすい報告書を作るという趣旨とは若干相反するというか、トレードオフの関係にもありますので、妥協するしかない訳ですよ。ですので、最終的には座長の判断で、バランスという点で決めていただければというふうに思いますけれども。

(小島座長)

じゃあ、7行を5行に詰めるように書くということではいかがでしょうか。

(辻本委員)

専門家が苦労して から までのことをまとめられた訳ですね。その後に実は本来なら長い行があるんですね。ところが自分たちが欲しかったのは、その後ろだけだということ

ではやっぱり困る訳で、上のことについて理解をしっかりともらって、それがそれに結びついたんだということを理解してもらうことは専門家の責任、専門委員会の責任である訳で、後ろの二つの項目だけを理解してくれたらそれで良い、という訳ではないということとはやっぱり主張しておいて欲しいという気がします。今おっしゃったように、分量の調整でその辺がわかるようにということは、私も同意します。

(小島座長)

ありがとうございます。それじゃ、最後の4章のところにまいりたいと思います。ちょっと文章はまた整理したいと思います。おっしゃっている趣旨はよくわかりましたので。

(蔵治委員)

はい。最後の4章ですけれども。

(松尾委員)

ちょっといいですか。19ページのところです。

(小島座長)

はい。どうぞ。じゃあ戻ります。19ページ。

(松尾委員)

19ページのところ、まず、「開門調査によって、悪影響」のところは、「直接的な」か、なんか入れていただいた方がいいかなと思います。なお書きで最後に書いていただいたんですが、私が言う「環境」というのも、私自身は一つの制約条件になり得ると思っている訳です。ここに書いてありますが、「その変化が一時的なものか永続的なものか等を含めて、悪化することのないように」という、そういう方法は果たしてあるのかどうかということですね。私が言いたいのは悪化することもあり得る、永続的なものを含めて悪化することがあり得るから、事前にきちんとそれを評価、というか客観的に評価する必要があるんじゃないんですかと、私は言いたい訳です。

(小島座長)

村上先生いかがでしょうか。ということとですね、いわゆるこれまでの議論の前提条件としてはですね、開門する場合に塩害が起こらないとかですね、代替水源を設けるとするのは当然のことで、それはもう不可欠なことというグレードとですね、それから環境については大前提という一律的なことではないですね。塩水は遡上することによって色々な不都合が起こる。その不都合が起こらないようにしなければいけない。で、まあコンセンサスですずっと来たんだと思いますね。そのことと環境という、まあ自明の理ではないんです

が、どんなことが起こるかという議論の余地がある話とはグレードが違うんだろうと思いますし、それは分けて書いた方が良いでしょうというふうに思います。

(松尾委員)

私の提案はですね、なお書き以下のところで「開門調査の調査方法を定め、かつ」を削除して、その前の「これらの問題を解決することによって」の前に入れていただきたい。

(小島座長)

すいません。もう一度。

(松尾委員)

なお書き以下ですね、なお書き以下5行ありますね、そのうちから「開門調査の調査方法を定め、かつ」これは削除をして、そのパラグラフ全体をその前の2行「これらの問題を解決することによって、」の前に挿入をしていただきたいということです。このパラグラフ全体を「これらの問題を解決することによって、開門調査が可能になる」の前に挿入をしていただきたい。

(小島座長)

環境はそういう問題だったでしょうか。

(村上委員)

結局、悪化ですとか改善というふうな評価をなるべく避けよう、そして悪い、良いという人間の感覚を別として、元に戻そうということで開門調査、色々と議論してきたというふうに思いますけども。ですから、悪化…。

(松尾委員)

「悪化することのないように」も、これも別に削っていいんですけども。要は専門報告書でもいろいろ懸念が述べられていますね、環境に関して。

(村上委員)

例えば塩水遡上による貧酸素が。

(松尾委員)

それから塩水化することによって堰上流で堆積物が増えるとかですね、あるいは淡水生物に影響があるとかですね、まあそういったことも含めて、そういう変化がやはり起きる訳ですから、ですからそれは一時的なものか、永続的なものかを含めて客観的、定量的評価をまず行くと。私が言いたいのは、悪影響が出たからじゃあすぐやめる…、すぐやめら

れないんですよ。要するに、すぐ淡水化出来ないんです。あそこは、要は堰の上流は、今までの検討でいうと、毎秒 1,200 トン以上の出水がなければ、一度入れた塩水は堰の下流まで戻りません。ですから悪影響が出たからじゃあもうやめましょと、堰閉じりゃそれで終わりじゃないんです。元に戻らないんです。だから 1,200 トン以上の出水が起こるまで堰を閉められないんです。淡水環境にならないんです。だからそういうことを踏まえれば、やはりそう簡単に、悪影響が出たらすぐやめたらいいじゃないかという話にはならない。

(村上委員)

そんな趣旨の文章ではないと思いますが、そういった堰の操作方法も含めて十分に検討して、それから開けましょということですが。

(松尾委員)

ですからそれはやはり、事前にきちんと評価をしておくべきことじゃないですかと言っている訳です。

(小島座長)

それはそのとおりなので、開門調査の方法は当然事前にそういうことを検討して決めて、項目とか調査方法を決めましょ。ただ、ここでの議論は、いわゆる潮が上がるということによって、いわゆる利水の障害があると。これはもう別に議論の余地がないことで、評価の議論は無いですね。あるいは塩害が起こるかどうかわからないけど、起こるといのはあまり評価の議論ではない訳なんですね。ところが環境というのは、色んな評価項目もありですね。村上先生、これからどうされるかわかりませんが、例えば 50 ぐらい評価項目があって、一個でもダメならダメという話ではない訳なんですね。こかも一個でもダメならダメってということではなくて、その事前に調査方法やいろいろなことを考えて、たぶんやっていくことだろうと思うんですが、利水障害ってというのは、ダメかダメじゃないかっていうどっちかになっちゃうのでですね、だから前提条件だということは、それはそうですねってことでみんな議論してきたんですけども、環境の項目って沢山あるはずなんですよ、出てくると。だからどれか一つでもダメならダメではなくて、それは調査項目とか、一時的か永続的なものも含めて、ですけれども事前に調査の項目、方法、それから評価の方法というのを決めながらやっていくと、こういう議論だったというふうに理解しているんですけど。

(松尾委員)

ですから、それは事前にとということですから、開門調査をやるから、これこれ環境に関して評価をするんじゃないかと、やはり事前にきちんと客観的、定量的評価を行った上で、

やっぱりそれなりの手当をしながらやって行かなきゃいけないことだと思いますね。もし悪影響があるとすれば、できるだけ。そういう面では結局、今の環境影響評価と同じスタンスじゃないかなというふうに思うんですけど。

(村上委員)

既にこの専門委員会で、様々な変化が生じるが、総体としては望ましい方向に行くのではないかというようなことでもって、開門調査を提案したはずですが。

(松尾委員)

それは専門委員会の見解であって、私はPT委員として、その見解は良しとしないから言っている訳です。

(辻本委員)

私もそう思いますね。専門委員会の見解はそうだと。PTの議論がそうであろうがなかろうが、フロアから意見が出たらそれについても考える。専門委員会で提案されてもPTで議論すれば、あるいはフロアから意見が出たら、それを考えていくという中で、今の問題は何かというと、河口堰を開ければ環境は元に戻っていくということを必ずしも信じられるかという話です。環境の問題というのは様々なファクターからなっているので、一つでも悪かったら悪いと言うのかとか、いくつまで悪かったら悪いと言うのかということをもっと言えば、河口堰が出来て環境が異なっていることは悪いのか。悪い面が一つか二つしかなく、あるものに限ってはもっと良くなっているものだってあるでしょうといえば、悪いか良いかはよくわからない。それは村上委員もおっしゃるように、環境の問題というのは、良い悪いという価値判断でなく、もうちょっと客観的に捉えましょうということだと思います。客観的に捉える時も、環境が戻るか戻らないかというときに、あるインパクトを外しただけでは環境は元の方向に戻るかどうかかわからないですね。全然違うループを描くかもしれない。ということについては、わからないからすぐやっちゃおうと言わないで、もう少しなんらかの方法で検討すべきだというようなこともやっぱり書き込むべきだという意見が出たら、それは素直に受け止めたらいいいのかなと思います。

(村上委員)

しかし、そこも書いてありますよね。ゲートを開けただけでは元に戻るものではないということもこのPTの報告書にも入っているはずですが。それは専門委員会で共通の認識であったはずですけどね。

(辻本委員)

開門の制約条件の中に、やはり環境の問題についての変質というものも、すなわちある

インパクトがあって環境が変化したことに対して、インパクトを取り外せばどんなふうな方向でその環境が違うものに行くのか、元に戻るのかについての議論は、やっぱり慎重にやってくださいということは書くべきだという意見は尊重すべきだと思います。

(村上委員)

それは当然慎重にやって、順応的にやはりゲートを開けたときもやらなきゃいけないでしょうね。

(辻本委員)

だからそれを書き込むべきだと…。

(松尾委員)

ですから、ここで最初にね、「開門調査による悪影響が予測される」。ここにはもう「環境」除いて結構ですよ。なお書きでいいんですよ。ですから直接的に影響するのは「塩害」と「利水」ですから、なお書きでよろしいんで、さっき言ったように、なお書きのところを、「これらの問題を解決することによって」というその前に是非入れておいていただきたい。ここでは、ですから評価をしてからやってくださいと言っているだけで、要するにアセスと同じようなことを一度やってくださいと。今、求められているようなですね。そういうことを言っているだけです。だから、環境に何らかの悪影響があるから絶対にやっちゃいけないとかね、そんなこと言っている訳ではないですよ。ですから、必ずアセスを、きちっとアセスをしてやるべきだと言いたい訳です。

(蔵治委員)

私、今のいろんなご意見を伺ってしまして、何らかの妥協案を出した方が良いと思いませんけども、このなお書きの部分の「悪化することのないように」は削除して、「開門調査の調査方法を定め、かつ」も削除し、それからさらにこの削除したところに「事前に」というふうに書くと。「あらかじめ」というふうに書くと。で、順番は変えないでこのままがいいんじゃないかと思います。なぜかという、順番を変えるとやはり利水とか塩害とかと同じレベルの問題というように受け止められてしまうのかなという気がいたしますので、なお書きというのはあくまで、ちょっとレベルが違うことであるということを明確にするためにこうなっていると思いますので、事前にということさえ担保されていれば順番はこれでもよろしいんじゃないかなと思いますけども。

(松尾委員)

今のご提案だったら、それで結構だと思います。

(小島座長)

いかがでしょうか。こういう修正ですが、今の「なお環境に関しても」「その変化が一時的なものか永続的なものか等を含めて、あらかじめ客観的・定量的評価が行われなければならない。」ということでしょうか。

(村上委員)

もちろんそのとおりで、別に何も難しいことではないと思いますが。

(小島座長)

じゃあ、そういうふうに整理をさせていただきます。じゃあ今の蔵治さんの提案で、それでは、第4章の方に、お願いします。

(蔵治委員)

それでは第4章、最後なんですけれども、まず、21ページ、1)はですね、もともと27日の段階でのタイトルは、「認識ギャップの存在」となっておりましたけれども、「前提の相違」というふうに、「最適化の議論に関する前提の相違」というタイトルに変更されています。ここの部分は、前回での案では、「専門家による客観的検討に委ねられることが望ましい」というようなことが書いてあったんですけども、その部分は削除された形に書き換えられております。それから次の「2)合同会議の設置とその運営」ですけれども、ここは、この合同会議の具体的な部分は書くべきではないという意見もございましたし、ファシリテータの存在が必要であるということが、前回の案では書いてありましたけれども、それは削除してあるという、この2点の変更がございますので、ご議論があると思います。それから、最後に、22ページ一番最後の3)のところなんですけれども、これは「愛知県の率先的行動の実施」というところで、前回も議論になりましたけれども、知多半島の水道水源の切り替えについての書きぶりであるとか、農業用水の取水実態、利用実態等についての書き方で、変更したところがございますので、これによろしいかをご議論いただきたいと思います。

(小島座長)

まず、第1点のところですね。(1)-1)というところですが、ここは何かありましたっけね。

(辻本委員)

前に、「認識の違い」と書いていました。何が「前提」に変わったんですか。

(蔵治委員)

「ギャップの存在」というタイトルでした。

(辻本委員)

「ギャップ」が何なのかということで、ものを考える前提条件が違うんだという、具体的な書き方をされたんですけども、私はやっぱり認識が違うということを明らかにしていくべきだと思います。前提というのは、確かに広いところから全部検討しますというのが客観的なような気がするんですけども、いつでも原点に戻って議論するんじゃないで、やはりある程度の認識のところからスタートする訳で、たぶん前提だけで国土交通省、水資源機構がなかなか寄ってこないのは、やはり認識が違うわけですね。だから認識のギャップをどう埋めるかという、前提条件だけなら考えるのは別に前提条件で棄却するものをただ並べただけじゃないかというふうになっちゃう訳で、やっぱりその認識のギャップをしっかり埋めていかないといけないというふうに思うわけです。ということで、ギャップの中には前提だけじゃなくて認識があったと。それからもう一つ、これは私がかかりきつく書いたんですけども、合同会議をするには、やはり両方の専門分野とか認識から信頼感の得られるファシリテータがないと、そういうものが実現しないし、その努力をやはり知事にして欲しいと。決してファシリテータがないままの会議を認めないというのではなくて、せっかく提言するんだから信頼感のある会議の運営にしていくという努力はやっぱり知事にして欲しい。それは様々な分野からなる総合体をどんなふうにやっていくのかとか、様々な認識の違いをどんなふうに議論できるのかとか、そういうところがうまくやれるファシリテータを努力して捜して欲しいということです。あるいは複数にするとか、いろいろなやり方でファシリテータをうまくアレンジしないと、そう簡単に両者でやるというのは難しいかなということで、私はそれは是非、知事への提言の中に入れて、知事がもしやるなら考えて欲しいと。出来ないと言うんだったらそれはしょうがない訳で、努力だけはして欲しいという提言です。

(小島座長)

村上先生いかがでしょう。

(村上委員)

まず、一番目の「認識の違い」なのか「前提の違い」なのかなんですけども、私はこのところの議論は、弾力的な運用という改善の方法というのと、それから開門調査の改善の方法、私はその2点だけ、そういった技術面に関してここは書いていることだと理解していました。ですから私はこれは法律的な対立的なものではなくて、潮を入れるか入れないかという、そういった前提の違いに立ってこういった方向の違いが出てきているだけではないかと思う。下から2行目の文章にありますように、「包括的な運用も含む前提」、い

るんな前提条件でもってここで議論しましょうという、そういう意味で決定的なギャップがある訳ではなくて、単なる前提の違いでもって今、二つの委員会の方向が出てきているのではないかということで書きました。

(辻本委員)

わかりました。了解しました。

(村上委員)

それから2番目のほうなんですけども、ファシリテータを置くということ。これはやはり、メリットもデメリットもあります。私が心配しているのはデメリットのほうです。適当なファシリテータがなければ、こういう会議が出来ないのではないかというような認識を持ってもらっては、私は一番困る。やはり当事者同士が真摯に話し合うような雰囲気が出来れば、私はこれはファシリテータがいようとしまいと、それは二の次、三の次の問題ではないかというふうに思います。やはりこういった議論、当事者同士が話し合うという、最もこれ基本的な原点に帰って議論すべきではないか。そしてもう一つ実務的なところで、果たして中立的なファシリテータが手当て出来るかという問題です。私、このことも話したと思うんですけども、こういったところの科学的な議論での中立性は何か、きちんとした議論が、論理だった議論とデータに基づいたような議論が出来ればいいのではないかというのが私の頭の中にずっとあります。ですから私はファシリテータを置くことに否定することはないんですけども、それがなくても出来るような議論の体制を作ろうというのが私の意見の趣旨です。まあファシリテータがなければ議論が出来ないというのであれば、私は少々それは情けないと思う。やっぱり当事者同士が非常に情けないことじゃないかというふうに思います。このファシリテータに関しては、そのものの考え方、それから実務的にそういったファシリテータが選定できるか、その二点についてちょっとご意見をお聞かせいただきたいんですが。

(小島座長)

辻本先生ですね。

(辻本委員)

私はその努力なしに、始めからありきたりのパターンでやろうとするというのは、やっぱり失敗すると思います。だから、やはりみんなが信頼しながら議論できる場というのをどうやって作っていくかというのは、やっぱり知事にもう少し、もう1ステップ考えていただくのに、ファシリテータというのは一つの手段じゃないかなという形で提言の中に含めるべきだというふうに思います。

(村上委員)

そうしたらやはり、もう少し複数の案が必要ではないかと思います。ファシリテータありきではなくて。やはりこういった会議の仕方もある。たとえば公開で会議をしましょうとか、委員の選定をフェアにやりましょうですか、色んな提言があると思うんですよ。ここだけファシリテータだけ突出したような提言というのは、私はあまり望ましくないと思ってそこを削除する提案をしている訳です。その他により良い議論が出来るような案があれば、複数できれば結構じゃないかと思います。ファシリテータがなければその議論が出来ないというような読まれ方をすると困るということでもって、私は削除の意見を出した訳です。

(小島座長)

蔵治先生、どうぞ。

(蔵治委員)

私もそのように思うんですけども、辻本先生がおっしゃりたいことは、要するに信頼を得ることが出来るような会議のやり方を考えて欲しいということなんであって、それを書けばいいと思います。ファシリテータというのは、その一つの案であるというレベルであって、そういうふうを書くだけなんじゃないかと思いますけども。

(辻本委員)

それで結構です。それで現実にそういう場が出来ればということで、ファシリテータとわざわざ明示したのは、やはり知事から複数案がそんなに簡単に出てくる訳じゃないから、やっぱり一つくらいアイデアを出しといた方がいいのかなと思っただけで。知事がしっかり考えてくれるのであればそれで結構です。

(小島座長)

松尾先生、いかがですか。

(松尾委員)

今の議論に関しては、私はヒアリングで宮本さんが言ったことをどう反映させるかだと思うんですね。つまり、賛成とか反対という立場を捨てて、客観的に議論ができるかどうか、それをどういう方法で行うのか、ファシリテータというのは一つの方法論としてあると思うんです。私は辻本先生の意見に賛成というふうに、蔵治さんのほうには書いたんですけどね。そういうことから言うと、前回は座長さんと議論になったんですけども、やはりこの「しかしながら、実務的には、」以下のところですけども、現存の委員会、これをただ単に合同してやるんでは、私は実を得られないと思うんです。ですから、やはり

合同で運営されるかどうかは、それは県と国土交通省で協議されて考えていただけたらいいと思うんですけども、やはり現存の委員会をただ単に合同してやれば良いというものじゃないと思うんですね。新たに、やはり県と国土交通省が合同で運営するかどうか。それは別として、新たに、やはりそこにあるように、様々な専門家を集めて議論する場を作ると。それが、実はここで求める、実を上げるための方法じゃないかなというふうに思います。

(小島座長)

それは、誰が作るんですか。この間も議論になりましたけども。

(松尾委員)

ですから誰が作るかはこの前も議論になりましたけれども。ですからそれは県がやるのか、国土交通省あるいは合同でやるのか、それはまあ、私どもがそこまで踏み込むべきではないと思っていますけども。座長は、やはりそこはきちんとしとかなきゃいけないと言われるのであれば、それでも結構ですけども。

(辻本委員)

ファシリテータも一つのやり方だし、二つの委員会を合同でやれば良いというのも、たまたま一つのやり方であって、さっきから言われているように、中身がしっかり公平な立場で、オープンな場で、科学的でかつ様々な意見が取り入れられる会議が出来れば良い。でもそれ具体的にどうやってやったらいいかといったら、今、フォローアップ、モニタリング委員会があるし、このPTがあるし、それからもう一つの考え方としてファシリテータを入れたようなやり方があるというふうなのも、どれもやっぱり同じような代替案の一つなんですね。その中からもう少しもっといい案が出てくれば、もっといい案だって実行可能で効率的かもしれない。だから私聞いていて、ファシリテータの話も既存の委員会を二つくっつけるというのも、やっぱり一つのたたき台であって、それだけが解じゃないという気はしますけども、今になったら。僕は両者というような話があったから、やっぱりうまいことしないと、それぞれ組織のあることだし、出来ないなというふうに思ったから、ファシリテータというのは一つの解決策だなと思って出した訳ですけども、そこまで崩すなら…。

(小島座長)

村上さんどうぞ。

(村上委員)

宮本さんのお話を聞いて、やはり議論が成り立つようなことをやろうということ、それ

はもちろん賛成です。しかし彼が言ったことはそれだけではなかったと思いますね。行政はごまかさない、逃げないようなデータを出し、そして議論しよう。私は、本当のフェアで実りある議論には、そっちの方がはるかに重要だと思うんです。私は宮本さんが話したようなことを、ファシリテータというふうな中立の裁定者というような、限定した意味で捉えるのではなくて、私はもうちょっと広い意味で捉えたほうがいいと思う。そういう意味じゃ複数案、色んな、私は知事がそこまで無能だと思いませんけども、色んな例を出してやるのはこれは結構だと思うんですけども。まあ、それはそこまで心配してやらなくても結構じゃないかというふうに思いますね。公開されたフェアな会議をやりましょう。それに対して知事は頭を絞ってくれ。それくらいのことは行政の長であれば、誰だって出来るんじゃないかと思って、まあ具体的に書かなくてもいいんじゃないかというのが私の意見です。

(小島座長)

蔵治先生どうぞ。

(蔵治委員)

私は、まず合同会議というのは、この2回前のPTの議論で既に提案がされて、それで5人とも合意したことだということを前提で考えておりますので、ここでまた合同会議が白紙に戻るような議論が始まるとなるとですね、とても今日何かまとまるということにならないし、延々と時間掛かりそうな気がしております。何故合同会議なのかというのは前回の会議でも散々議論があったところですので。しかも国土交通省、水資源機構さんの会議の方でわざわざこれを議題に取り上げてですね、議題に取り上げる必要もないはずの会議で議題にわざわざ取り上げて議論をして、それをプレスリリースもされて資料も公開されているという現実を踏まえればですね、今、辻本先生がおっしゃった議論は非常に一般論だというふうに受け止めます。それは一般論としてはそのとおりで、いろんなオプションがあるでしょうけれども、ことこのケースに関してはですね。もうすでに・・・

(辻本委員)

一般論というのではなくて合同会議をやるならファシリテーター・・・

(蔵治委員)

ああそうですね、分かります。そうだと思います。はい、それは分かります。ただ、だから松尾先生がおっしゃったことが、そこが更にこう白紙に戻されることだったので、だから辻本先生がファシリテーターとおっしゃっておられる真意がそこにあるということは承知しておりますけれども、それは合同会議が前提での話だというふうに受け止めておりますので、だから合同会議をやるにあたりその信頼性を確保するための一つの方法として

のファシリテーターということで理解しております。そこを何かまた引き戻すような議論はちょっと賛成できないということでございます。

(小島座長)

それではまたちょっと文章を書いていただいでですね。

(辻本委員)

もうちょっといいですか。違う観点ですけども。例えばファシリテーターを入れた方がいいなというのは、私の一つの直感的な意見でした。もう一つは、せっかくそうやろうと思っているのに、一番最後にこういう合同会議を開かれて、その後、通常、合同会議で合意されればその実施方法が決定されることになると書かれたら、益々、これこんな難しい会議止めておこうやという話になりかねないですね。だから合同会議の役割についてここまで限定的にすると益々これ乗って来れないですね。

(小島座長)

「これらについては」というのはですね、前の案が、関係機関が公開の議論や意見の受付をどうするかっていうことを決めるような書き方になっていたので、大体、会議の運営は・・・。「これら」というのはすいません、運営ですね。それを受けて関係行政機関というか、例えば国土交通省や経済産業省が審議会の運営はこうしろああしろと言うような、こと細かにやる訳ではなくて、そのことについて、普通は会議が自主的に決めていくので、役所が決める訳ではないっていうそういうことです。分かりにくかったですでしょうか。

(松尾委員)

先程の蔵治さんの話ですけど、合同会議っていうのを私も最初そういうことしたらいいんじゃないですかというのは、何も同じ名前なんだけども、思っているものが違うんですよ。私は例えば今のモニタリング委員会とか、更なる弾力的運用委員会に出席されているような委員の先生方による会議そのものを合同にするということは、最初から全然考えていないんですよ。それを賛成した訳ではない。だからそういう人たちがベースになってってということなんです。そういう合同会議はやったらいいんじゃないですかということで、私はずっと合同会議っていうものは、既存の会議をただ単に一緒にやればいいってことではないとずっと認識しておりました。

(小島座長)

これって、このPTがミニ合同会議ですよ。しかしそのことによってギャップは埋まりませんよね。という議論を前回十分しましたけど。

(松尾委員)

どういう運営をしていくかですよね、結局は。ここまで踏み込んで私は書くべきではないんじゃないかと思っているんですけども。それは、もうこの辺は座長さんに任せて。既存の会議が合同会議をやれば実のある会議が出来るかということそれは絶対にできない。

(小島座長)

それは絶対そうかどうかはわからなくてですね、大体、国のベースはそういうことをやっておりますので。

(松尾委員)

ただ非常に難しい。

(蔵治委員)

今の松尾先生のご意見については、21ページの記述のところですね、合同会議の定義になる形というか、3行目から4行目にかけて「愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議との合同会議」と書いてある訳で、既存の会議が合同で会議をすることはどこにも書いていない訳です。今後、新たに会議が設置される可能性もこの中に入っていると思いますので、決して既存の会議の合同会議をやれというふうにはどこにも明示的には書いていないわけですね。それは考慮したつもりなんですけども。わざわざ「愛知県が設置する専門家の会議」という言葉を使っているというのはそういう意味なんです。

(小島座長)

今の蔵治先生のご意見なんですけども、専門家の追加とかですね、こういうのは多分あるかもしれないってことですよ。そのためのどういうメンバーでどういうふうにしていくか。で、それぞれが委嘱をして、それとそれが一緒にやっていく。十分なメンバーを揃えなくてはいけないということになると、そういうことになるかもしれませんね。それから辻本先生のおっしゃることは一般論としてすごく理解できるんですけど、ちょっと僕も意見に書いたんですが、意見が分かれている喫緊の課題って、例えば原発があるんですけども、どういう人がファシリテーターかっていうと、政府は(委員会を)作りですね、国会は作りですね、民間は作りですね、皆それぞれやっぱり不満だから別々の委員会を作るんですね。政府が事故調査委員会作って、そんなんで大丈夫かと思って、国会でまた事故調査委員会を作る。それでも大丈夫かって言って、民間は民間の事故調査委員会を作ったりする訳ですね。結局、努力はするにしてみても、なんかイメージが湧かないんですね。そんな会議ってあったことがあるだろうか、というのが分からないんですよ。例えば経済

産業省が作りました、でも新しい会議の会長さんは新日鉄の三村さんですね。すばらしいファシリテーターだという評価になるでしょうか。という、なかなか難しいんですよ。大体、役所側のファシリテーターって、役所の意向を受けた人しかありませんからね。全く違う方向に行かれたらそもそも任命しない。全部委員会見てもらえばわかるように、僕は環境省と厚生省しか知りませんが、役所の意向に反する人が座長になんかならないですよ。いろいろ事故調なんかもそうなんですけど、国会でもやるんですけど、それでも不満はあるんですね。土光（どこう）さんが唯一すばらしいファシリテーターだと言われるんですけど、信頼される、それはどうか分かりませんが、歴史的に見るとそれ以外に言われたことはないですね。特に科学的な議論の中で、この人は素晴らしいって言うんだけれど、法律屋の世界でも経済学の世界でもそうなんですけど、特に意見が戦わされる時にそんな人がいたかなあと。昔、茅 誠司（かや せいじ）さんという人がいたよな、というのもそうだったかしらと、いろいろ考えるんですけども思い付かないですね。努力するっていうのはいいんですけど、到底思い付かないんですけど。

（辻本委員）

結局、合同会議というものがイメージ出来ないということと一緒になんですね。結局、河川管理者側が作るものと愛知県が作るものは、やっぱり別々なんだということが認識なんですかね。

（小島座長）

いえいえ、だからどうやってやっているかという、それぞれの会合の、今現実に行われていることは、A省とB省の審議会あるいは検討会があって、それが合同でやって座長は交替でやるか、あるいは一緒にやるかというのが今のところの知恵なんですね。

（松尾委員）

目的。やはり県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議が目的が同じじゃないと困りますよね。ですから、目的が違う会議を一緒にしても全然これは成り立たない訳で、ですから目的が同じものじゃないと成り立たないと思うんですね。だからそこだけははっきりさせていただきたい。

（小島座長）

それはここの中にテーブルを、前提条件を置かないで議論をするという合同会議にしましょうねということです。元のところは弾力的な運用っていうのは潮を上げないっていう前提という、これはどこまでいってもダメなんですけど、合同でやる場合にはテーマは前提を置かないで、どれが一番良い運用かということをしてテーマにして、お互いが了解をして、なおかつ足りない専門家はたぶん補充するなり、あるいは何かしてですね、全体を目

配り出来る議論が出来るようにする。まあこういうイメージですね。大体そんなふうになっていると思いますけど。

(松尾委員)

それであれば、私は合同で運営する会にしたらいんじゃないかと思うのですけれどもダメなんですか。

(小島座長)

前回もちょっと話をしましたけれども、何故そういうことをやってるかと言うと、それぞれの大臣に意見を答申するんですね、国の場合、合同でやってるといのは。例えば経済産業大臣にも環境大臣にも両方、そこでまとまったものをそれぞれが具申をしていくということで、二つの方向が違う、本当は内閣だから同じじゃなきゃいけないんだけど、方向が違うところの議論が調整というか、ギャップが埋められていく。それでもそれでじゃあ省庁間の折衝が無くなるかということ、そんなことはないので、それでも(折衝は)ある訳ですけれども、でもベースはある程度調整される。専門家の意見を聞くことによって。

(辻本委員)

今回は愛知県にとってという表現かどうか分からないけれども、最適な運営をするために愛知県はこういうことを今までやってきましたと。それから河川局とか地整もこういうことやってますねと。知事の方から地整になり河川局なりどっちか知らないけれども、そちらに、やはり最適な運用を一緒に考えましょうよと。それぞれマニフェストというよりも、知事は知事の方針があるし、河川局は河川局の方針があるのだけれども、最適運用をこういうふうに定義すると、どちらも議論すべきターゲットでしょうと。そういうものを一緒にやりましょう、おたくの方から何名か推薦して、こっちからも何名か推薦して一緒にやりましょう、ということを知事から水資源機構とか地整とか河川局に、そういうふうな訴えかけをしてくださいという提言ですか。

(小島座長)

これは知事に出すので、辻本先生がおっしゃるとおりですね。知事のアクションに対しての提言ですから、これは別に国土交通大臣が先じゃないので、知事にそういう働き掛けをするという。

(辻本委員)

河川局なり整備局に働きかけをされたらどうでしょうという提言だというふうに理解したらい訳ですね。

(小島座長)

そのとおりです。ええ、よろしいでしょうか。

(松尾委員)

とにかく同じ目的で、今、辻本先生が言われたような会議の設定を知事が考えてくださいということで、そこはそれで結構だと思います。

(小島座長)

それからさっきの蔵治先生がおっしゃった、その信頼が得られるようなというのは、テーブルの設定が前提となる。その後に信頼が得られる、参加する…、ちょっとすみませんもう一回ちょっと何か言ってください、さっきの。

(蔵治委員)

27日の案の文言をもう一度振り返りますと、「こうした合同会議の実現には、市民・県民に開かれた運営をし、かつ、さまざまな分野の専門家から信頼を得ることのできる確なファシリテーターが必要である」と書いてあったのですけれども。

(辻本委員)

運営ができるかなんかに変えたほうがいいですかねえ。

(蔵治委員)

そうですね。「県民・市民に開かれた」、「信頼」という言葉を入れるか入れないかですけれども、専門家に限らないと思うので、「かつ、信頼を得ることの出来る運営が必要である」ということですかね。

(小島座長)

それじゃ最後のところの、22ページのところですが、これも色んな文章が出たり入ったりしてたんですが、先程ちょっと言いましたが、前の文章からのというところ、「知多半島地域では」というところですね、16ページですね。のところの文章なんですが、その知多半島の、16ページの最後の文章が「水道水の安定供給ができるならば」という文章に最後になっているので、この文言を取ってきて、「水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え」という、そういう言葉にしました。よろしいでしょうか。

(松尾委員)

結構です。結構なんです、のところを二つに分けた方がいいのかなあと思ったん

ですが。

(松尾委員)

「水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給のバランス及び湧水リスクの見直し」これを とし、 として「工業用水道・上水道企業会計適正化」、 あと以下ずれてくわけですけれども、 と。ここはちょっと切り分けた方がいいんじゃないかなあと。

(小島座長)

随分長いと思ってましたので、はい。それでは他にありますか。はいどうぞ辻本先生。

(辻本先生)

21ページの最後の2行ですけれども、「PTで積み残した検討を進めるための体制を県庁内に立ち上げる」というのはそれで良いのだけれども、どういう部局にどういう専門性がある職員を配置するということは、想像しようと思いましたが、非常に難しく、県庁でももう少し官僚的な主導で、官僚主導的な体制を作りなさいよと、いつもいつも委員会を作って聞くのではなくてということなのか、何か意味がちょっと分からないです。専門性のある職員の再配置みたいな話までここに書くものかなと。体制だけで良いのかなと感じました。

(小島座長)

ええと、いかがですか。職員の具体的な体制を立ち上げることが望まれる…。

(辻本委員)

立ち上げるというのは何か考えられてるんでしょうか、整備ぐらいでいいんじゃないでしょうか。

(小島座長)

立ち上げるというと、新しい整備ですね。そういうようなお考えもあるようですけれども、ちゃんと県庁の方も体制を整えていただくかきいけないということですね。「体制を県庁内に整えることが求められる」と、じゃあそういうことにしましょうか。

(辻本委員)

もう一ついいですか。

(小島座長)

はいどうぞ。

(辻本委員)

この本文の中で、モニタリング委員会は言及されているんですけど、フォローアップ委員会全体にはあまり言及した訳ではないですね。ということで、もし参考資料ならモニタリング委員会が何かということで、モニタリング委員会の名簿があるのは良いけれど、フォローアップ委員会は何のために付いてるのかなあというのが、ちょっと気掛かりでした。

(小島座長)

ああ、何かあれ、途中経過ではモニタリング委員会だけになりましたね。そういえばね。

(辻本委員)

そうですね。27日の後、なぜか復活してたので。

(蔵治委員)

その理由としては、私の理解ではこのフォローアップ委員会の方でもこのPT、専門委員会報告書を議題として取り上げているという経緯があるということだと思いますけれども。それはこの報告書の中には書いておりませんけれども。

(辻本委員)

さっき蔵治委員がそう言ったけれども、何故関係のないこのPTをモニタリング委員会とかフォローアップで取り上げるのかというのを問題視されましたけれども、様々なニュースはその場で報告されているし、それを取り上げたから関係者という訳ではないでしょう。

(蔵治委員)

そうなんですけれども、結局、先程も議論になった21ページの「愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する会議との合同会議を設置して」という文言があるので、その国土交通省が設置する専門家の会議というものがどんなものかということを考えるための参考資料という位置付けであると理解しているのですけれども。

(小島座長)

まあこういうものがある。どちらが母体になるか良く分かりませんが、これはやって

みないと分からないということですね。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。お陰様ですね、ちょっと文言の整理が残っておりますが、それはお任せいただくことにして、もちろんメールでご相談いたしますけれども、今日が最後のPTということでようやく辿り着いたという気がいたします。折角ですから最後、長丁場のPTでございましたけれど、前回、専門委員会の最終回の時に、フロアーからの意見が無かったという苦情をいただきましたので、もう40分程過ぎておりますけれども、フロアーからご意見をある方、ちょっと挙手を願います。時間の関係で、では、そのお三方でいきましょう。では一番前の方。

(八田さん)

すいません、元名古屋女子大学にいました八田と申します。長良川河口堰については、20年以上前、自然保護協会の長良川河口堰の委員をしておりました。川那部さんや田中豊穂さんの委員長の下で議論をしてまいりましたんですが、今日の会議を初めて聞かせていただいて、前回までの経過がわからないままに失礼なことを言うかと思っておりますがお許してください。私たち森林保護に関わっているものにとっては、八ツ場ダムでもよく話されることなのですが、全く反省なしにですね、天秤にかけてどちらがお金が掛からないとか、いいのかというような議論をされるわけですが、まずいわゆる長良川河口堰が出来た時に、いわゆる利水から治水、塩害へと移行して行く過程です環境問題が非常に議論されました。環境影響を受けたいくつかの問題があるんですが、例えばヨシ原が結局は新たに作ったのが全滅してしまうとかというような影響を受けている訳ですね。その反省無くしてですね、いわゆる河口堰が出来たことによって自然環境がどこまで壊された、その当時の建設省側がこういうので大丈夫だというようなことがごとく壊されて、あるいは我々が主張していることを無視されてやられてきた訳ですが、その反省をですね、きちんと検証していただいて、その検証はですね、先程ちょっと委員の方から少し出ましたけどね、元に戻って良いものになるかどうかというのは、元に戻った状況がですね、決して良いのかどうかというのは、最初のいわゆる長良川の河口堰が造られる前と、やはりきちんと較べていくことも必要かと思っておりますので、先程アセスメントを含めた調査もお必要だというようなお話も委員の中から出ておりましたので、そういう点は非常に期待しておりますので、今後ともよろしく願います。

(小島座長)

ありがとうございました、では次の方願います。

(近藤さん)

三重県の近藤と申します。最後の22ページのところにですね、「愛知県民・名古屋市民の負担の軽減を理由とするだけでは」というふうにあるんですが、今までこの専門

委員会、PTを伺わさせていただいたんですけども、最後ということでもっと意見という訳ではなくて質問になるのですが、させていただきます。今まで、この議論の中では、過去に掛かってきた費用に関しては色々と議論をなさっていたかと思うんですけども、これから掛かる費用について、あまり議論をなされていない。その中ですね、この負担軽減というお言葉になる議論というか、どのようにしてここへ辿り着くのかというのが見えないものですから、それについて、もしお答えいただけるのであれば、ちょっとお答えいただきたいなと思って述べさせていただきます。すみません。

(小島座長)

まずお話をずっと聞いてからにします。では三人目の方どうぞ。

(名古屋女子大学大学院学生)

名古屋女子大学の大学院の学生なんですけれど、もう最後ですので運営のことについてちょっと一言申し上げたいなと思って。第2回目の傍聴者の意見でファックスだったかメールだったか忘れましたが、意見したんですけど、先生方の報酬ですね、だぶん謝金ということになってると思うんですけど、1回の会議あたりに16,005円、というふうにちょっと調べてわかりましたが、これで多いか少ないかというこの会議の内容とこの作業の量からすると、本当に先生方に申し訳ないくらい少ないんじゃないか。1会議で16,005円ということは、それこそ会議のためにというか、資料作りのために文献を取り寄せるだの、専門書を買ったりとか、通信費ですね、携帯電話でちょっと使っただけでも、もうそれないんですね。私の近くで先生方が作業されているを見て思うのですが、本当に時給で計算すると300円ですねとか、200円、もう100円切っているくらい状態で、以前、今本先生が本当最後徹夜続きでもう命がけでやってみみたいなこと会議でおっしゃっていたと思うんですが、それではやっぱりよろしくない。この後この会議がスタンダードになってこれが標準に次々と色んな会議がされて先生方が作成される報告書が出てくると思うんですけど、この後、若い人がこれで続くでしょうか。以前、伊藤先生にそのことを申し上げたら、我々はお金なんかで動いているんじゃない、やっている訳じゃない、ということをおっしゃったんですけど、先生方はいいですけど、そのなんと言うんですかね、専門委員を選出するにあたり村上先生は大学の先生に限らずとおっしゃったんですけど、これではもう大学の先生じゃないと出来ない、それでも大変、それこそ先生方の研究室にいる学生さん達はどうしてらっしゃるのかとか、そんな心配をしたりとかしましてですね、一度予算を次の会議とかで考えるにあたって人件費っていうのをもうちょっと考えて踏み込んでいただけたらなと思いました。以上です。

(小島座長)

ありがとうございます。そのほかはいらっしゃいませんか。もう最後のPTですけれども。

はい、それではですね、最初の点ですけれども、一番最初のこれまでの事業者側、あるいは長良川河口堰に反対をされた方のご意見というのは両方見ながら専門委員会で随分ご議論をいただきました。詳しくは専門委員会の報告書をご覧いただきたいと思えます。

それから2点目の費用の問題というのは大きな課題ですけれども、今回は一度取り上げかけたのですけれども、まあ色んなご意見もありましたので今回は深く立ち入らないで後の話とすると、少しこの専門委員会のところで議論しましたけれども、立法論の問題だと私は思ってお議論もさせていただいたんですけども、色んな意見がありますし、それ自体は今回の専門委員会、あるいはPTの議論の本流の問題ではないので、今回はそこには立ち入らないという整理をしておりました。

それから3点目ですけれども、最終的に各先生方に書いていただくと、そういう運営をさせていただいた訳ですけども、専門委員会の方あるいはPTの先生方も大変なご負担を掛けたというふうに思います。私、役所におりましたから、無定量、無制限というのは当然のことだと思ってですね、自分は働くんですけれども、世間の人皆そうだとはいけないという反省をですね、深く今いたしました。大体、役所にいた時でも残業代ってのは100円位っていう、そんな1時間あたり100円位なんですよ、大体ね。それくらいになっちゃいますけど、本当に熱意を持ってやっていただきました。ご意見に、いったいいくら貰っているんだっていうご意見もありましたけれども、これは一律役所が決めた額なので、また委員になって美味しい目を見ているんだろうということとは全く逆の状況で、夜遅く、あるいは出張先まで追いかけて作業をしていただきました。本当にありがたいと思います。これ国連なんかだとですね、コンサルタント費というのは、別途ちゃんと出るのです。今おっしゃったような形には、時給100円とかいうふうにはならないんですけども、日本の役所の場合はそういう手当てが、いわゆるコンサルタント費みたいなのが出ませんので、とても大変だったのではないかとこのように思います。本当に深く感謝をしております。

それでは、始まってから7か月くらいの長丁場になってしまいましたが、後の文言の修正、残っているところ少ないところですけども、お任せをいただきまして、このPTについては今日報告書を作成をして、ちょっと修正の時間をいただいて、知事にお渡しをするということにしたいと思えます。日程の方はまた事務当局の方で調整をしていただきまして、本日のPTはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

あ、ちょっと待ってください、最後に何か言いたいことありますか皆さん、あの委員の方で、松尾さん。

(松尾委員)

知事にお渡しする案は確認をさせていただけると考えてよろしいですか。それだけで結構です。

(小島座長)

もちろんです。早急に修正をします。あと、よろしいでしょうか。それではP Tを終わりたいと思います、どうもありがとうございます。

終了